

第2期白馬村
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和元（2019年）年 月
白馬村

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の全体像	2
(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方	
(2) 子ども・子育て支援制度の概要	
3. 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の期間	
4. 計画の策定方法	4
(1) 計画の策定組織	
(2) 実態把握	
(3) 意見の聴取	
第2章 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	5
1. 人口・少子化の動向	5
(1) 人口の推移	
(2) 出生の動向	
(3) 児童の動向	
2. 白馬村の教育・保育事業等の状況	9
(1) 保育園・幼稚園の状況	
(2) 小学校の状況	
(3) 子育て支援ルームの状況	
(4) 子育て相談支援センターの状況	
(5) 放課後児童クラブの状況	
(6) 母子保健事業の状況	
3. ニーズ調査の結果概要	12
(1) 調査の概要	
(2) 家族の状況	
(3) 子育ての状況	
(4) 保護者の就労状況	
(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望	
(6) 地域子育て支援拠点事業について	
(7) 病児・病後児保育について	
(8) 一時預かりについて	
(9) 放課後児童クラブについて	
(10) 子育てと仕事の両立について	
(11) 白馬村の子育ての環境・支援に対する評価と要望	

4. 子どもと子育て家庭を取り巻く課題	30
(1) 国全体の課題	
(2) 白馬村の課題	
5. 第1期子ども・子育て支援事業計画策定の評価について	32
第3章 計画の基本理念と施策	38
1. 基本理念	38
2. 基本的方針	38
3. 基本的施策	38
(1) 親と子どもの健康づくり	
(2) 安心して楽しい子育て支援	
(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	
(4) 仕事と子育ての両立支援	
(5) 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実	
第4章 計画の施策の展開	41
1. 教育・保育提供区域の設定	41
2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	41
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	42
(1) 利用者支援事業	
(2) 地域子育て支援拠点事業	
(3) 妊婦健康診査	
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	
(5) 養育支援訪問事業	
(6) 一時預かり事業	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	
(8) 延長保育事	
(9) 病児・病後児保育事業	
(10) 放課後児童健全育成事業	
(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	45
(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について	
(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方	
(3) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策	
(4) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等への研修の充実による資質向上	
(5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策	
(6) 特定教育・保育事業者と小学校等との連携の推進方策	

5. 次世代育成支援に関する施策	47
(1) 親と子供の健康づくり	
(2) 安心して楽しい子育て支援	
(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	
(4) 仕事と子育ての両立支援	
(5) 子ども、家庭の状況に応じた支援の充実	
第5章 計画の推進体制	57
1. 関係機関等の連携	57
(1) 住民や関係団体等との連携	
(2) 地域の人材の確保と連携	
(3) 住民・企業等の参加・参画の推進	
2. 計画の達成状況の点検・評価	57

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響を与えています。このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子供と子育てを取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子供の健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子供を健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法（※）」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、市町村が実施主体となり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設と、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指しています。

本村においては、平成27年度（2015年度）から5年を第1期とする白馬村子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画には、これまで取り組みを進めてきた白馬村次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、一体化した計画として策定し、村の実情に応じた質の高い幼児期の教育や保育の提供及び地域の子育て支援充実に係る様々な施策の取り組みを推進してきました。また、計画の中間年である平成29年度（2017年度）には、各事業の量の見込み及び提供量をより現状に合った数値に見直し、改定を行いました。

この度、第2期計画は、第1期の計画を継承し、白馬村の子どもたちと、その家族が地域ですくすく育ち、生まれ育った白馬村で子育てをしたくなるような、「子育てがしやすい村・したくなる村」を実現すべく第2期計画を策定しました。

2. 計画の全体像

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

白馬村が子育て支援の取り組みとして策定した「次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する事項を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備にとどまらず、白馬村に生まれて良かった、育てて良かったと思えるような地域づくりを目指し、白馬村における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点からの取り組みを推進するものとします。

(2) 子ども・子育て支援制度の概要

①子ども・子育て支援制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て関連3法に基づく制度で、主なポイントは次の4つとなっています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 幼児教育・保育の無償化の実施

②子ども・子育て支援制度の内容

具体的な内容については以下のとおりです。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

・設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ることとしています。

※認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

・地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業等を計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ることとしています。

※地域型保育事業（市町村による認可事業）

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

- 地域の子ども・子育て支援の充実

・子育てに対する多様な支援の充実（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブなど「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

■ 幼児教育・保育の無償化の実施

・子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所等を利用する3から5歳児、住民税非課税世帯の0から2歳児までの利用料が、令和元年10月から無料になりました。

また、幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等についても無償化の対象となります（対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります）。

● 認定こども園、幼稚園、保育所等

・認定こども園、幼稚園及び保育所に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無料になります。

● 幼稚園の預かり保育

・幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。（2号認定が必要）

● 認可外保育施設等

・3から5歳児は月額3.7万円まで、住民税非課税世帯の0から2歳児は月額4.2万円までの利用料が無料になります。

・認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

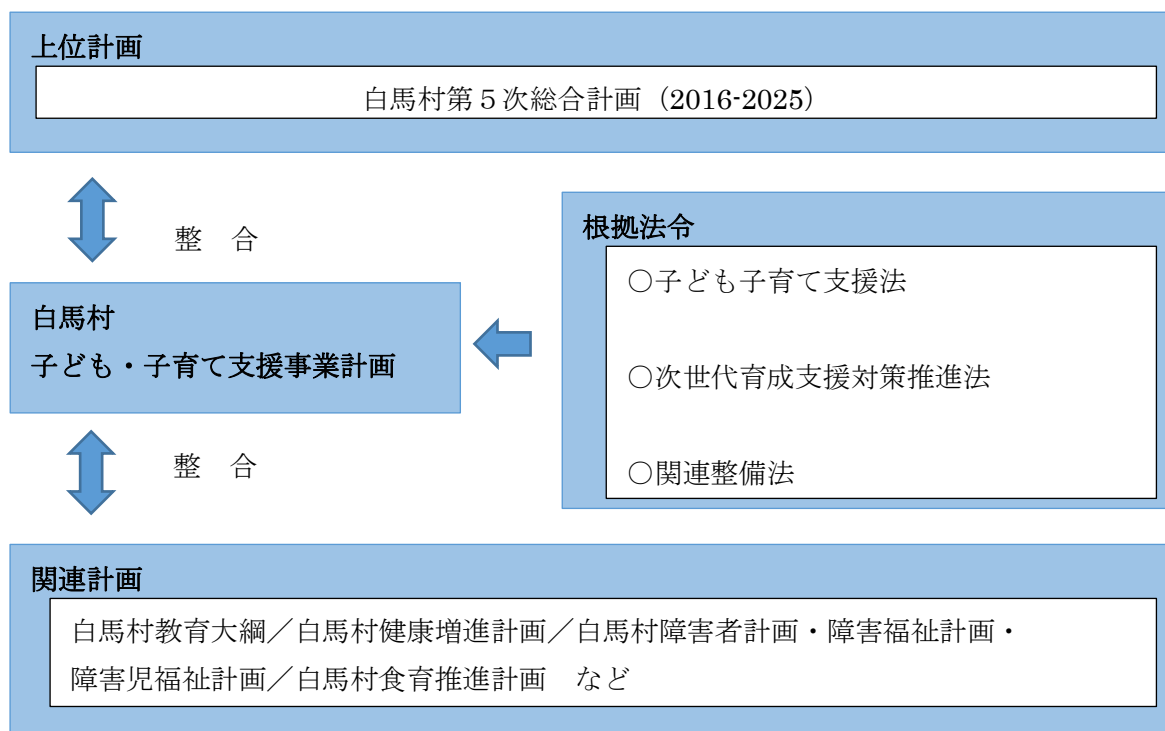
3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、白馬村第5次総合計画を上位計画とし、関係する法令に基づく計画として策定するものです。

①子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

②次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」



(2) 計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定組織

本計画は、児童福祉及び教育機関の関係者、保護者の代表者などから構成される「白馬村子ども・子育て会議」の審議を踏まえ策定いたしました。

(2) 実態把握

本計画の策定にあたり、「白馬村子ども・子育て支援事業計画アンケート」を実施いたしました。

(3) 意見の聴取

パブリックコメントを実施しました。（※令和2年1月頃を予定しています。）

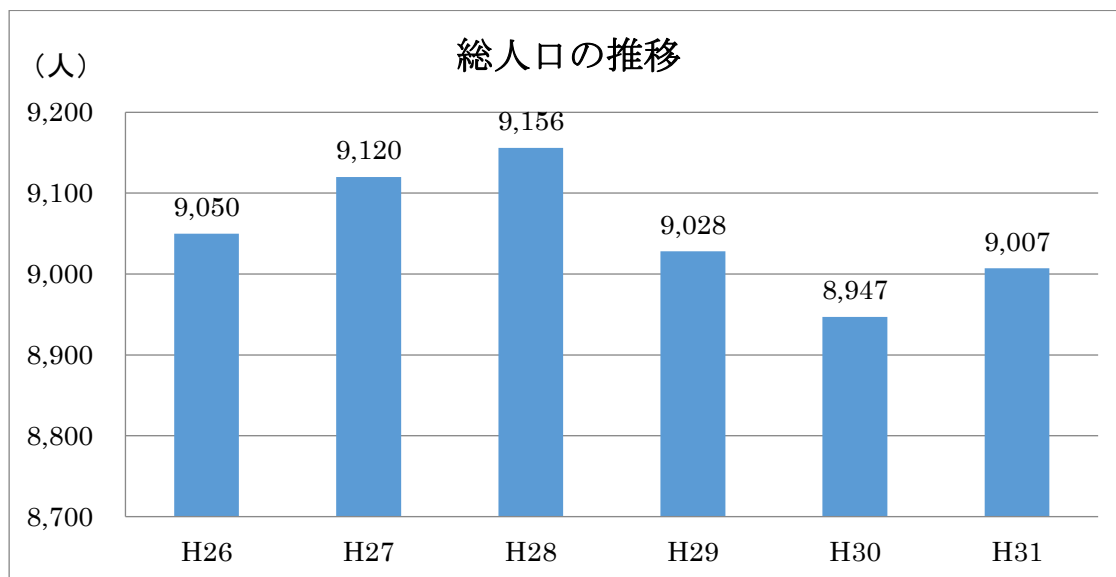
第2章 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 人口・少子化の動向

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

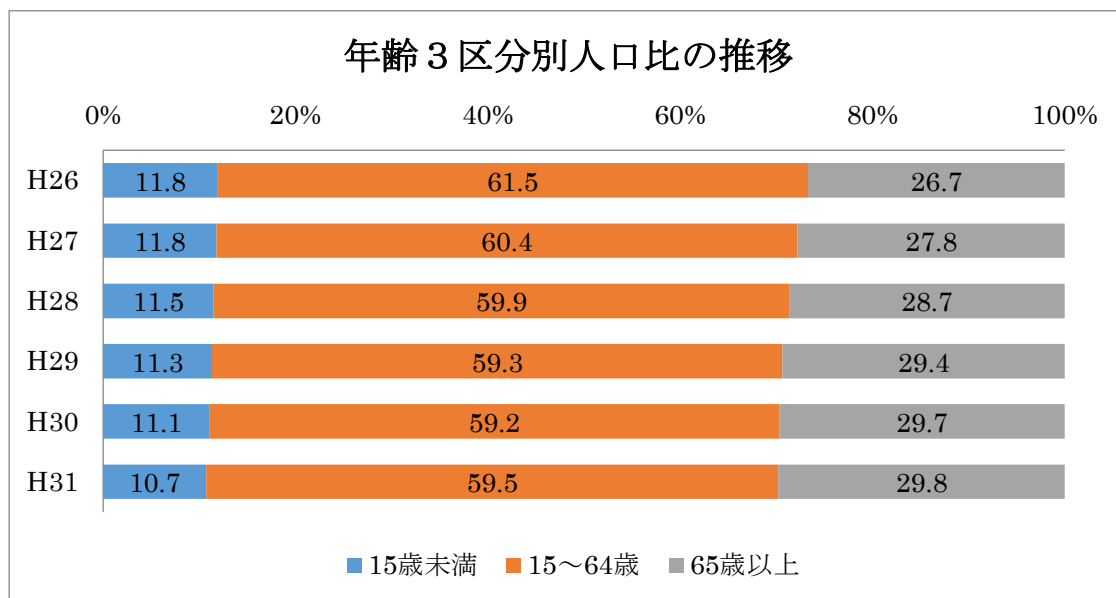
平成26年から、人口数に外国人を含むこととなったため増加しましたが、村の総人口は減少傾向となっています。



資料：白馬村統計（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

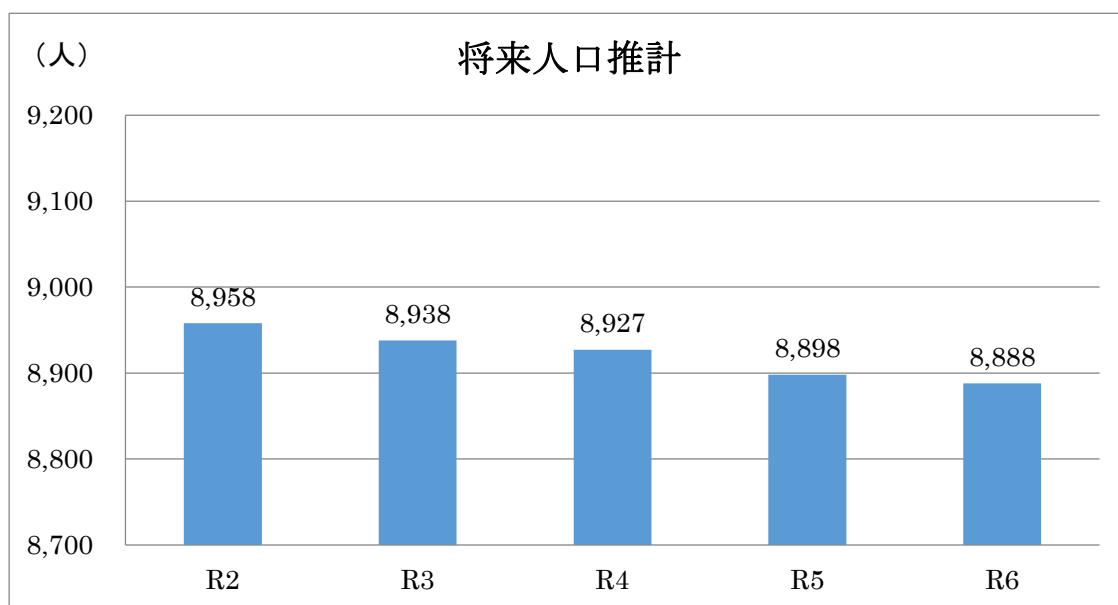
15歳未満の年少人口比率は年々減少傾向にあり、平成31年は10.7%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口比率は上昇しており、平成31年は29.8%となっています。



資料：白馬村統計（各年4月1日現在）

③ 将来の人口推計

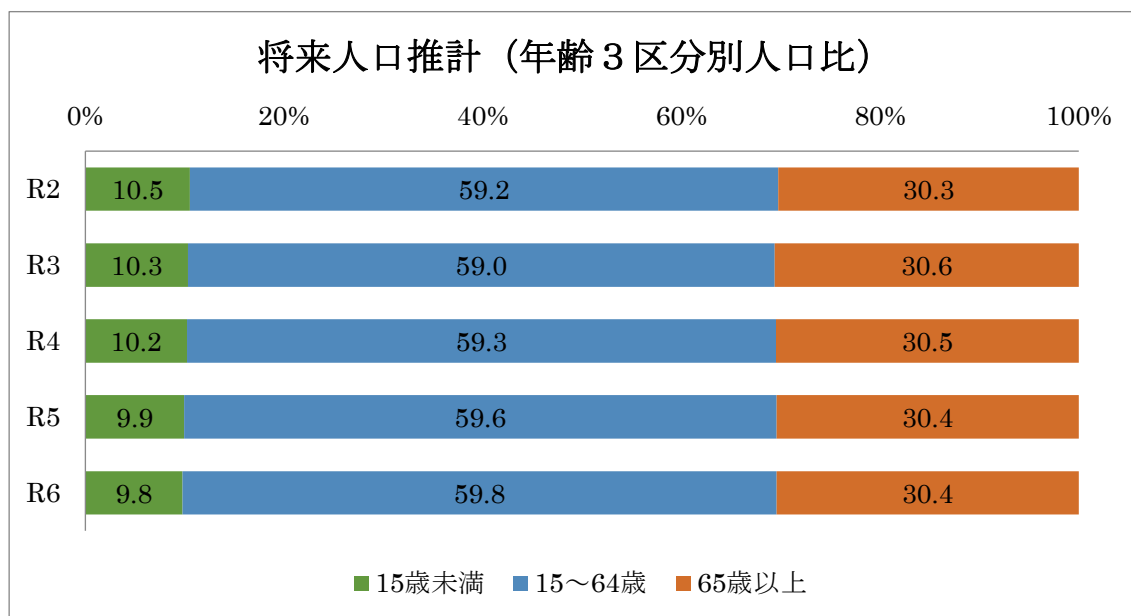
将来の人口は減少傾向にあり、9千人を超えることは難しい状況です。



数値は平成31年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法*による人口推計

④ 年齢3区分別人口の将来推計

少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率は令和3年には30.6%になると予測されます。



数値は平成26年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法*による人口推計

※コーホート変化率法

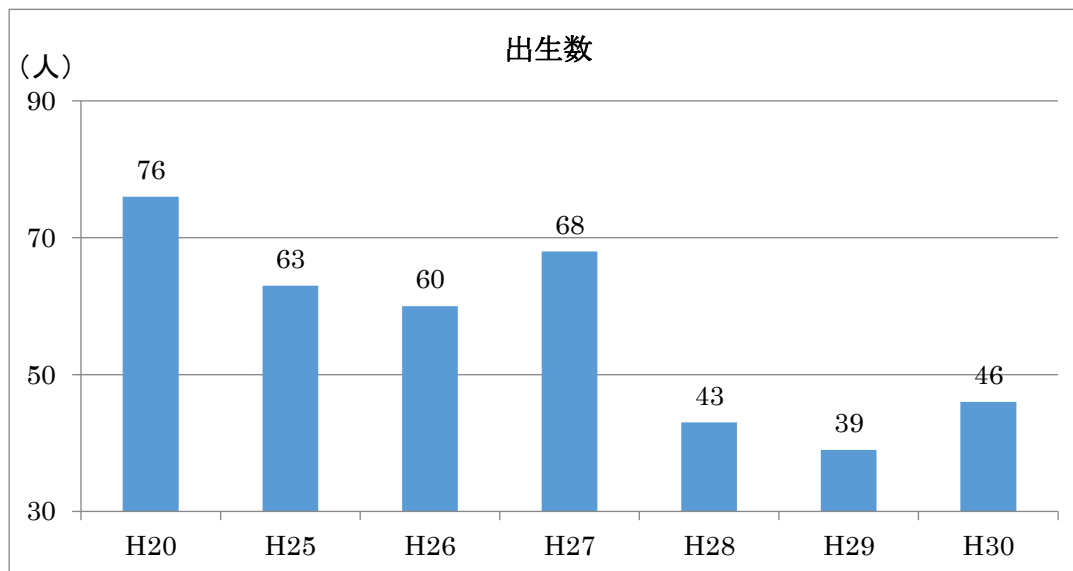
各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

推計するものが比較的近い将来の人口で、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に比較的簡便に推計することができるため、この方法を用いることとした。

(2) 出生の動向

① 出生数の動向

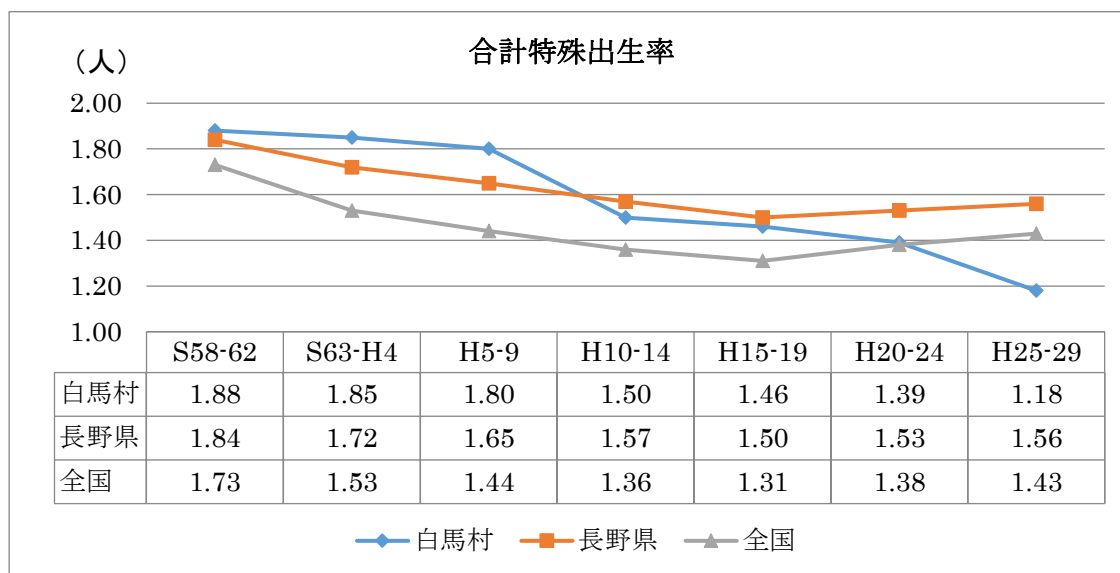
出生数は年々減少傾向にあり、平成元年以降の統計によると、平成9年がピークで109人だった出生数が、平成29年には39人まで減少しましたが、平成30年では46人となりました。



資料：白馬村人口動態

② 合計特殊出生率※の推移

白馬村の合計特殊出生率は年々低下傾向にあり、平成25～29年集計でも依然として低い値となっています。



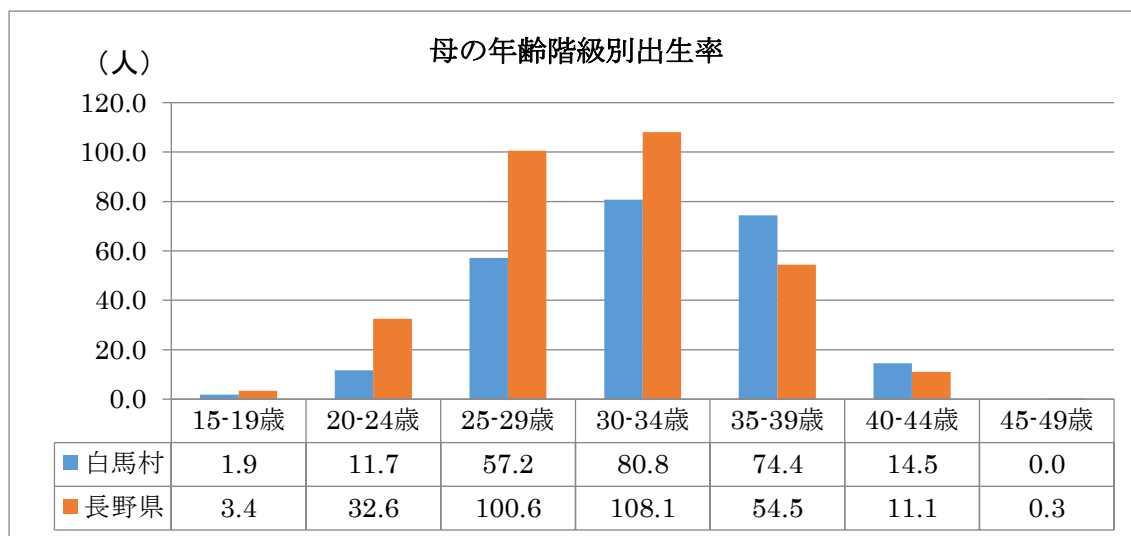
資料：厚生労働省人口動態統計

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。人口動態の出生の動向をみるときの重要な指標となっている。

③ 母の年齢階級別出生率

白馬村は県に比べ30歳未満の出生率は低く、30歳以上は高くなっており、晩産化の傾向となっています。この傾向は、前回も同様となっています。



資料：長野県衛生年報（平成25年～平成28年集計値、女性人口千対）

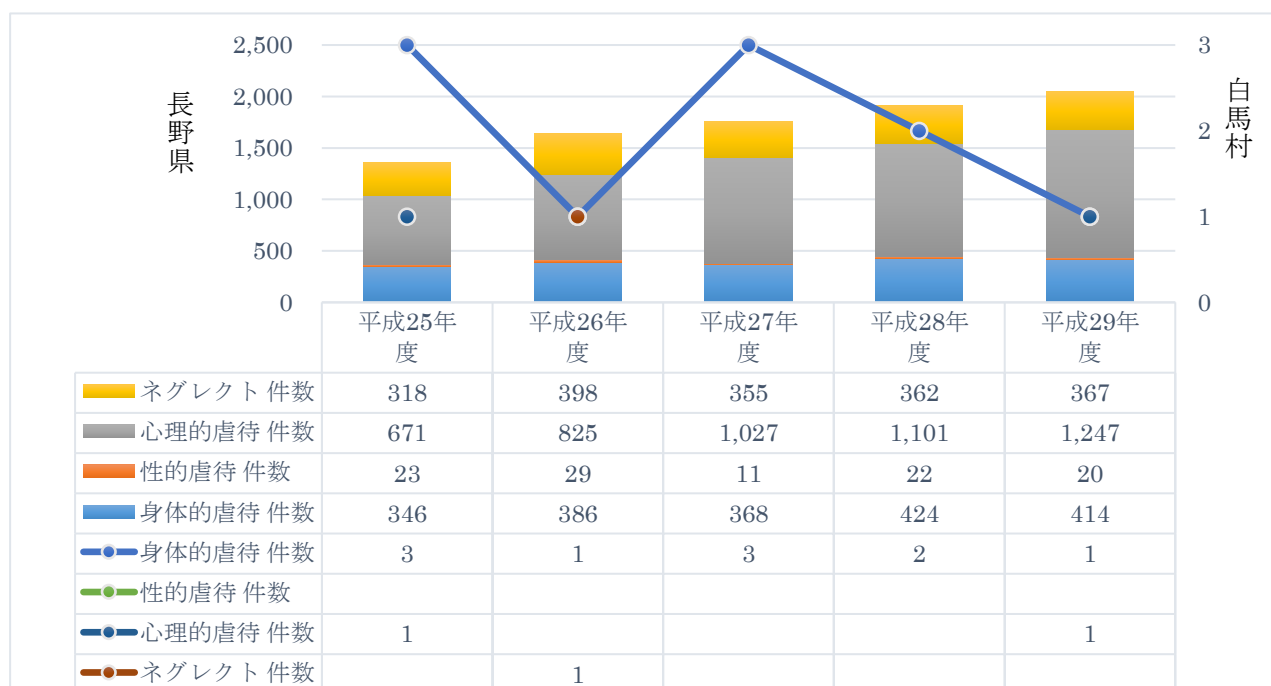
（３）虐待の動向

長野県並びに、全国の児童虐待件数は増加傾向にあります。特に心理的虐待に対する件数が大幅に増加しています。

①虐待相談対応件数

児童虐待相談 対応件数	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
白馬村	4	2	3	2	2
長野県	1,358	1,638	1,761	1,909	2,048
全国	73,802	88,931	103,286	122,575	－

②虐待種別

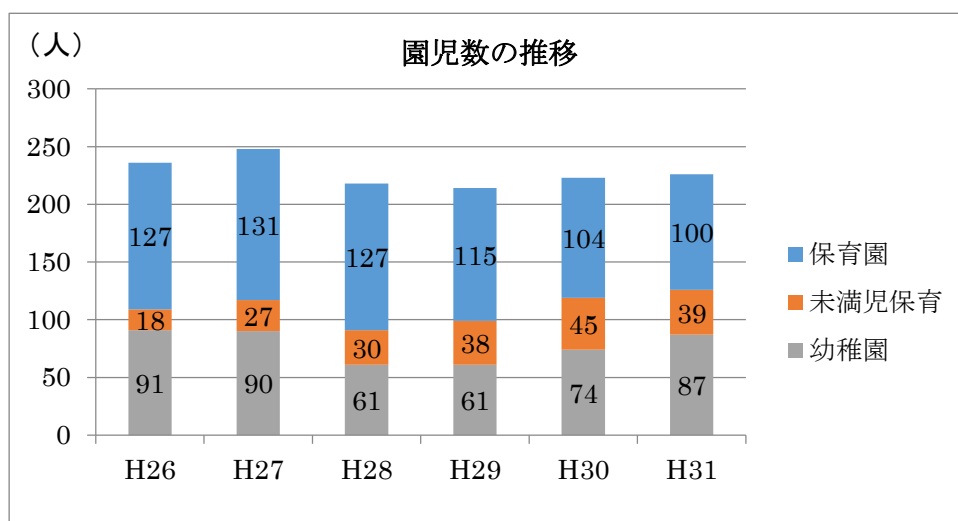


資料：長野県県民文化部プレスリリース（平成30年7月）

2. 白馬村の教育・保育事業等の状況

(1) 保育園・幼稚園の状況

園児数は概ね横ばいとなっています。



資料：白馬村統計（保育園各年4月1日現在、幼稚園各年5月1日現在）

○保育園

施設名	定員（名）	住所	保育時間
しろうま保育園	180	北城6509番地	7:30～18:30
主な事業内容			
通常保育（8:15～16:15） ・未満児保育（満10ヶ月から3歳児未満の子どもの保育） ・障がい児保育（心身に障がいをもった子どもの保育） 特別保育 ・延長保育（朝7:30～8:00、夕16:30～18:30） ・一時保育（満10ヶ月から就学前の未就園児の保育） ・土曜保育（土曜8:15～16:15）			

■土曜保育事業

（単位：人）

	平成 25 年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	450	480	833	863	686	1012

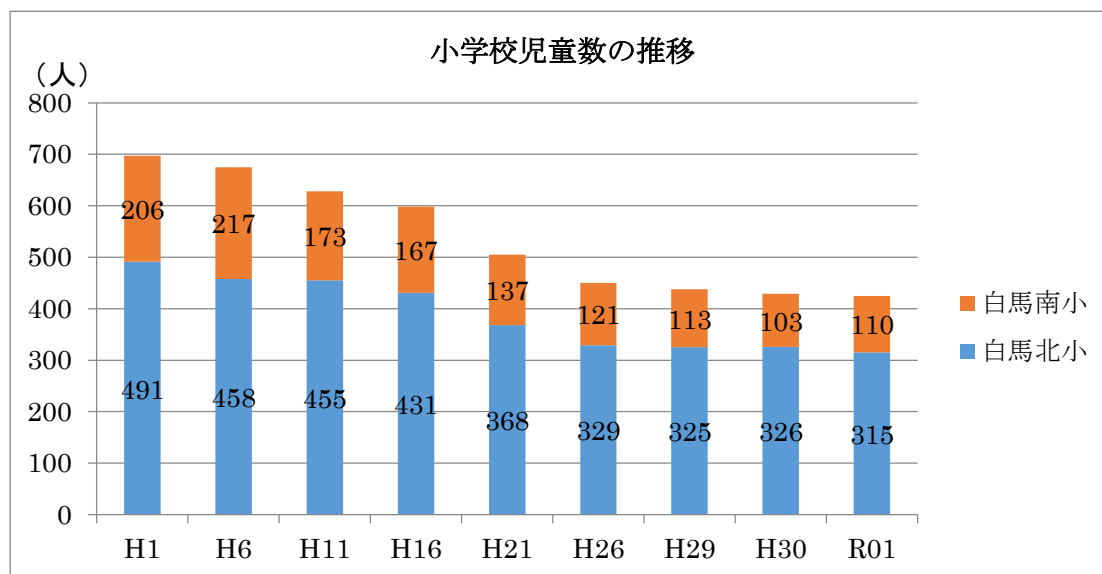
○幼稚園

施設名	定員（名）	住所	保育時間
白馬幼稚園	90	北城895番地4	7:30～18:30
主な事業内容			
教育時間（10:00～14:30） 長時間（延長）保育・希望保育 ・延長保育（朝7:30～8:00、夕15:30～18:30） ・休日保育（土曜7:30～18:30） ・長期休業日預かり保育（月曜～金曜7:30～18:30）			

※平成15年4月開園

(2) 小学校の状況

児童数は南小、北小とも減少傾向にあり、令和元年度は平成11年度に比べ32.3%の減となっています。



資料：白馬村統計（各年5月1日現在）

施設名	住所
白馬北小学校	北城7078番地
白馬南小学校	神城7035番地

(3) 子育て支援ルームの状況

村内にお住いの乳幼児をお持ちの保護者に向けて、白馬村の子育て支援の拠点として様々な活動を行っています。

施設名	住所
白馬村子育て支援ルーム	北城6938番地
主な事業内容	
・ なかよし広場 ・ 育児相談・身体測定（月曜日の午前中） ・ 一時保育（満10ヶ月から就学前の未就園児の保育） ・ 休日保育（日曜及び祝日8:30～17:00） ・ 自由利用 ・ 育児講座 ・ 食育活動 ・ 育児電話相談	

■事業別延べ利用者数

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
なかよし広場	1,849	1,763	1,587	1,664	1,650	1,587
自由利用	1,106	1,119	1,176	940	654	573
一時保育	1,006	903	766	1,529	1,466	1,388
休日保育	182	213	227	259	234	343

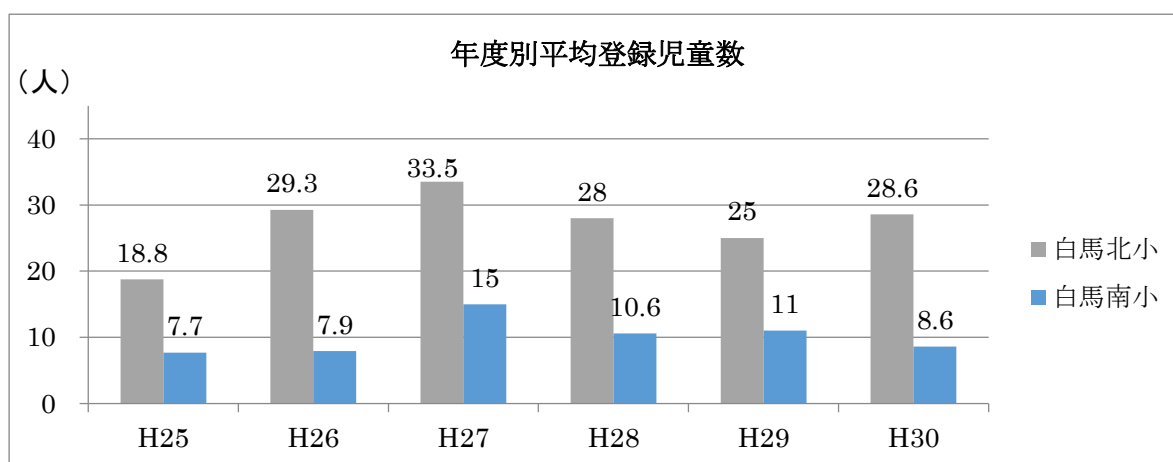
(4) 子育て相談支援センターの状況

平成26年4月に新たに相談支援センターを開設。平成29年度からは、0歳から18歳までの「子育て」と「教育」の一貫した支援体制の構築を図るため、教育委員会事務局に子ども支援及び子育て支援に関する事務を移管し、平成30年度からは、更に妊娠・出産期から乳幼児期までの母子保健分野を加えることにより、妊産婦から子育て期全体にわたる切れ目のない支援が実施可能となりました。

施設名	開設日	住所
白馬村子育て相談支援センター	平成26年4月	北城7025番地（ふれあいセンター3階）
主な事業内容		
・あそびの教室 ・ミニサーキットひろば（月1～2回の火曜日） ・あおぞら教室（月2回の月曜日） ・個別療育 ・保護者相談 ・個別相談 ・各種検査		

(5) 放課後児童クラブの状況

登録児童は年によって増減がありますが、白馬北小は30名前後、白馬南小は10名前後です。平成31年度からは開設時間を延長し、より預けやすい環境としました。



資料：白馬村統計

施設名	住所
白馬北小放課後児童クラブ	北城7025番地（白馬村保健福祉ふれあいセンター3階）
白馬南小放課後児童クラブ	神城7035番地（白馬南小学校体育館内）
主な事業内容	
開設時間	
平日：小学校の下校時間から午後6時まで	
小学校の長期休業日：午前8時から午後6時まで	
土曜日：午前8時から午後6時まで	

■年度別開所日数

(単位：日)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開所日数	253	253	294	293	289	292

(6) 母子保健事業の状況

子どもを安心して産み育てられるように健診や相談などを行っています。

平成31年度より、子育て世代包括支援センターにおいて事業実施しており、窓口の一元化が実現しました。

施設名	住所
白馬村保健福祉ふれあいセンター	北城7025番地
主な事業内容	
・ 乳幼児健診、育児相談、乳幼児訪問、健康教育事業 ・ 予防接種事業 ・ 妊娠、出産支援事業	

3. ニーズ調査の結果概要

(1) 調査の概要

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づく制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「第2期白馬村子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料として、就学前児童の保護者の意向を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

②調査項目

住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」について。

③調査対象者

平成30年10月1日現在、村内に在住する就学前児童（0歳から5歳。ただし、同じ世帯に2人以上の対象児童がいる場合は一番年上の児童としています。）の保護者。

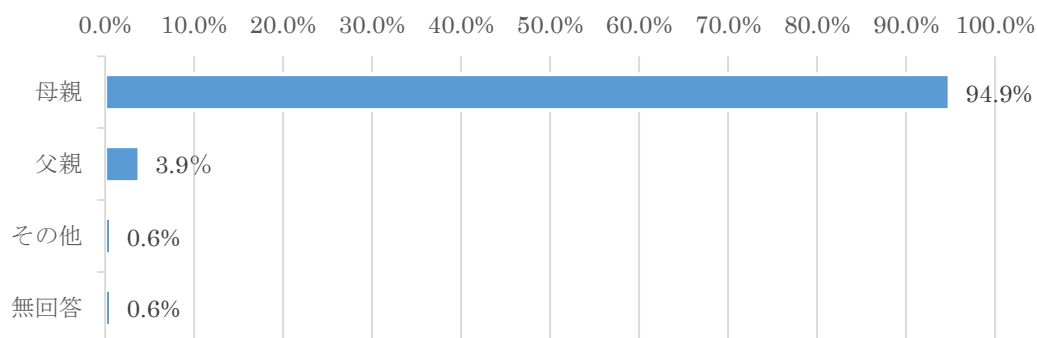
④回収結果

調査対象	発送数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	283	156	55.1%

(2) 家族の状況

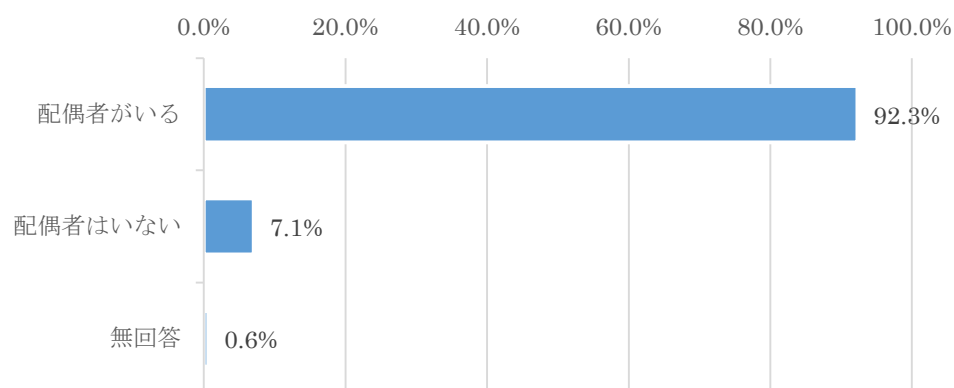
①アンケートの回答者

概ね母親が9割強、父親が1割弱となっています。



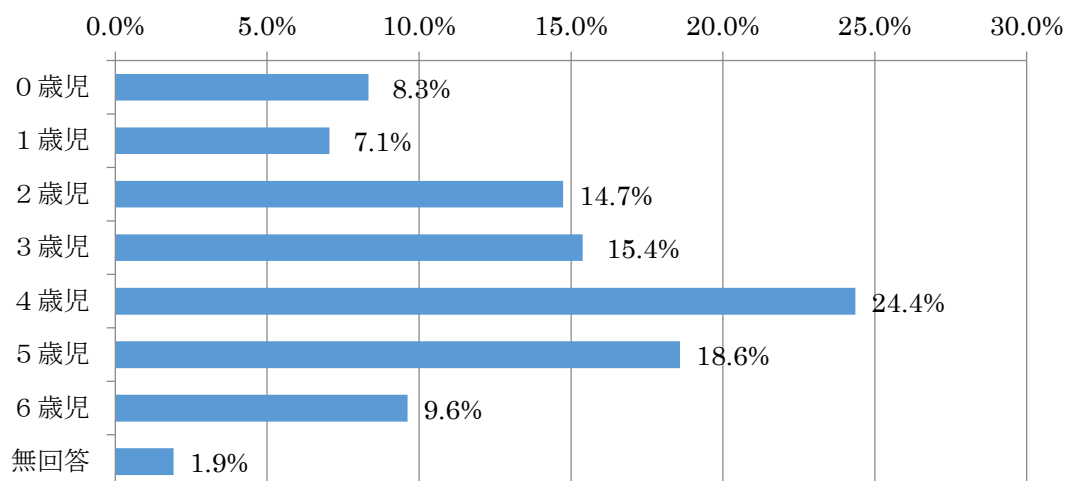
②回答者の配偶者の有無

ひとり親家庭の割合は、7.1%となっております。



③アンケート対象の子どもの年齢

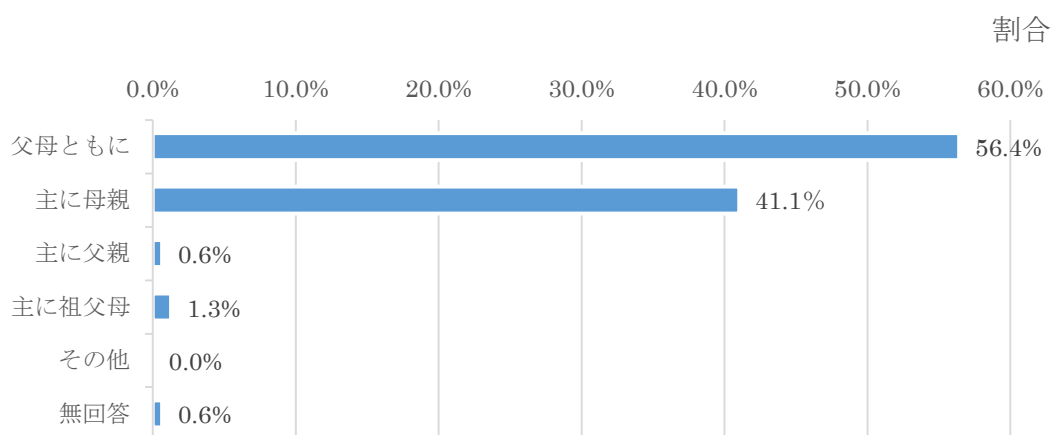
きょうだいがいる場合は一番年上を対象児童としているため、3歳未満児の割合が少なくなっています。



(3) 子育ての状況

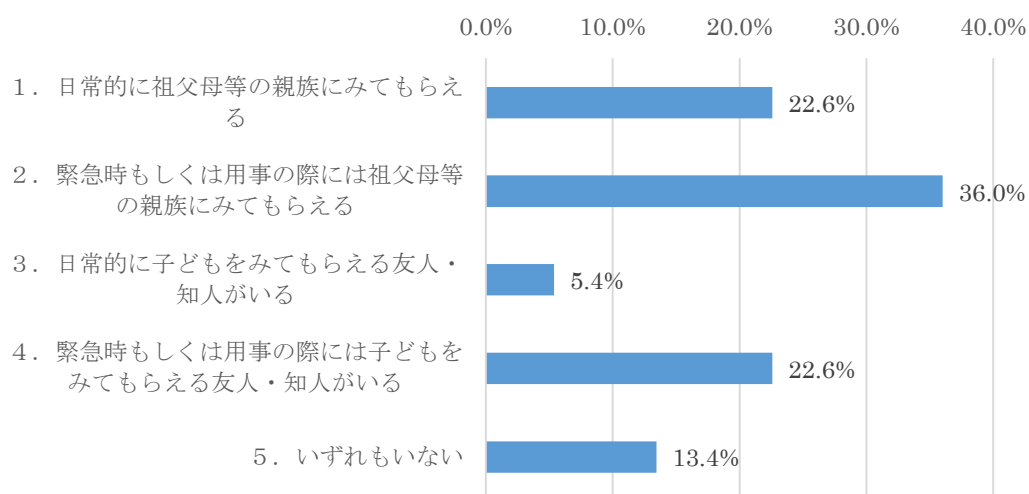
① 主に子育てを行っている人

「父母ともに」が5割強で最も多く、次いで「主に母親」が4割強となっております。



② 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

「子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる」と回答した人が 86.6%、「いずれもない」と回答した人が 13.4%となっています。

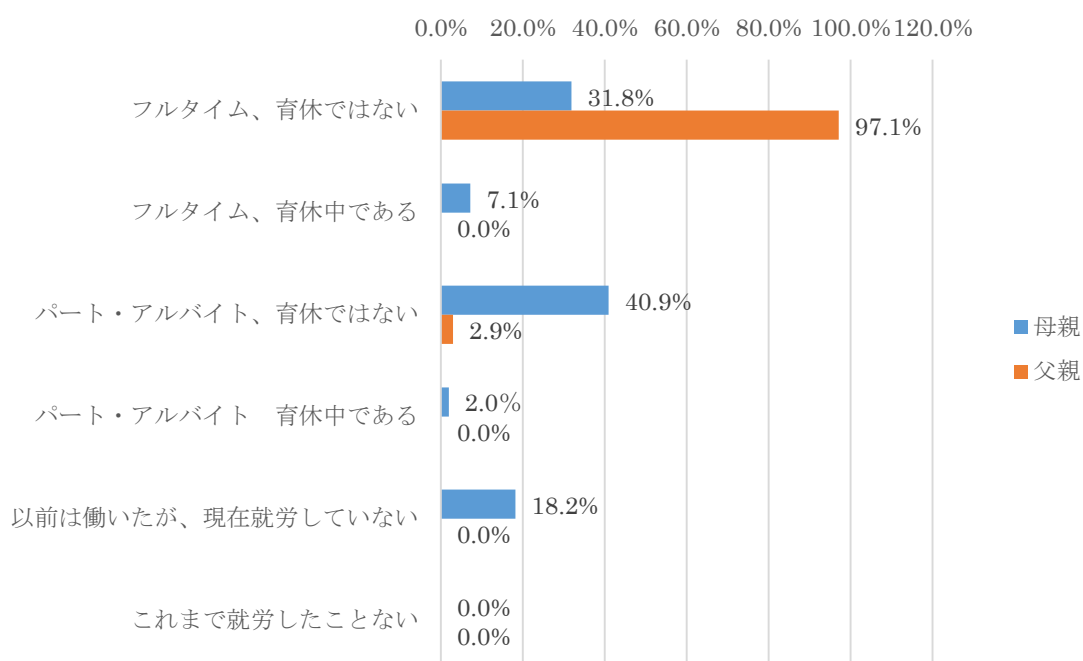


※回答者 152 名による重複回答

(4) 保護者の就労状況

① 保護者の就労形態

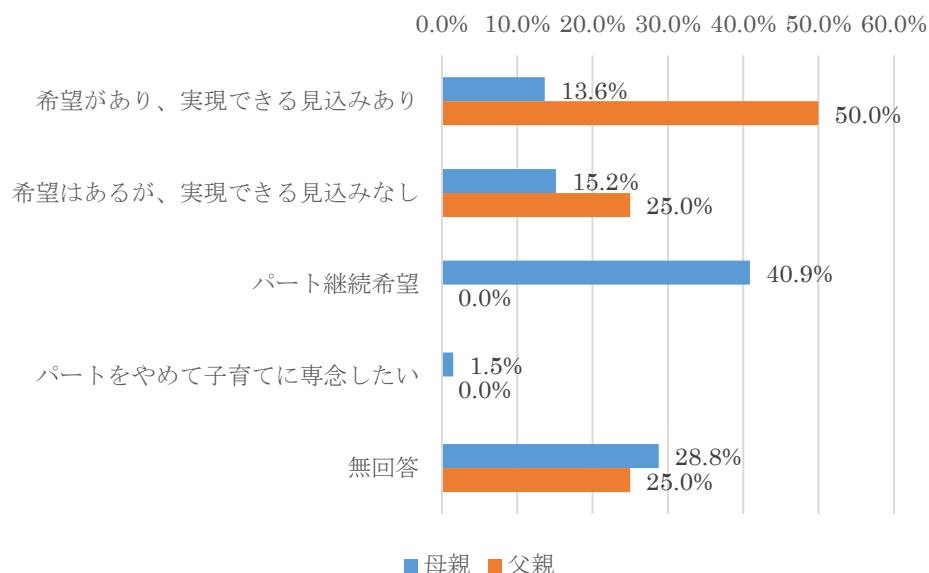
母親の就労状況は、現在就労中が 7 割となっております。一方、父親の就労状況は「フルタイムで就労」が 9 割を超えています。



② 母親のフルタイムへの転換意向

パート・アルバイトで働いている母親のうち、5割強が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」しており、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は2割となっています。

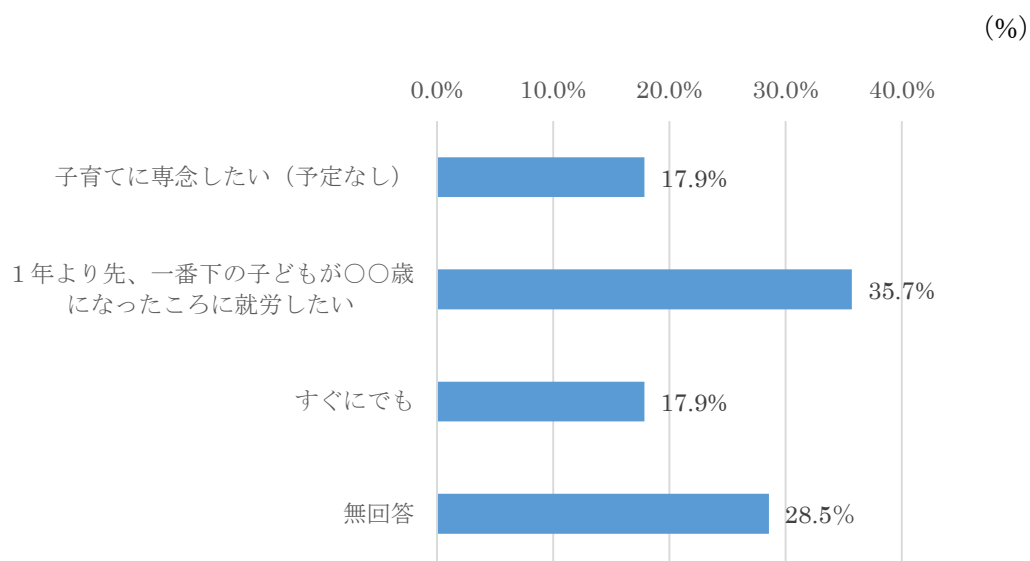
【母親がパート・アルバイト就労者のみの回答】



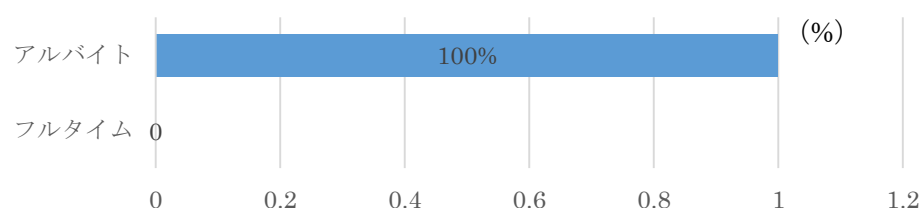
③ 母親の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望は、7割強が「ある」と回答しています。また、希望する就労形態は、「パートタイム・アルバイト」が「フルタイム」の2倍となっています。

【母親が就労していない人のみの回答】



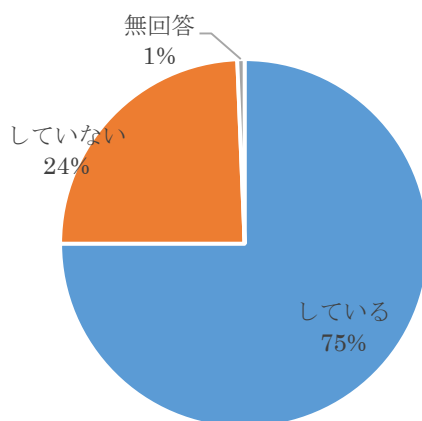
母親が就労したいと回答した人の希望する就労形態



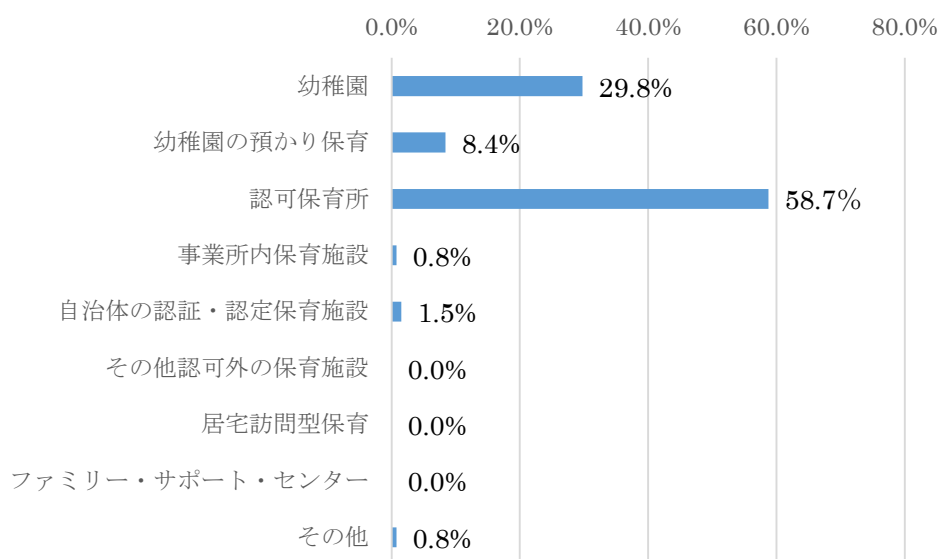
(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

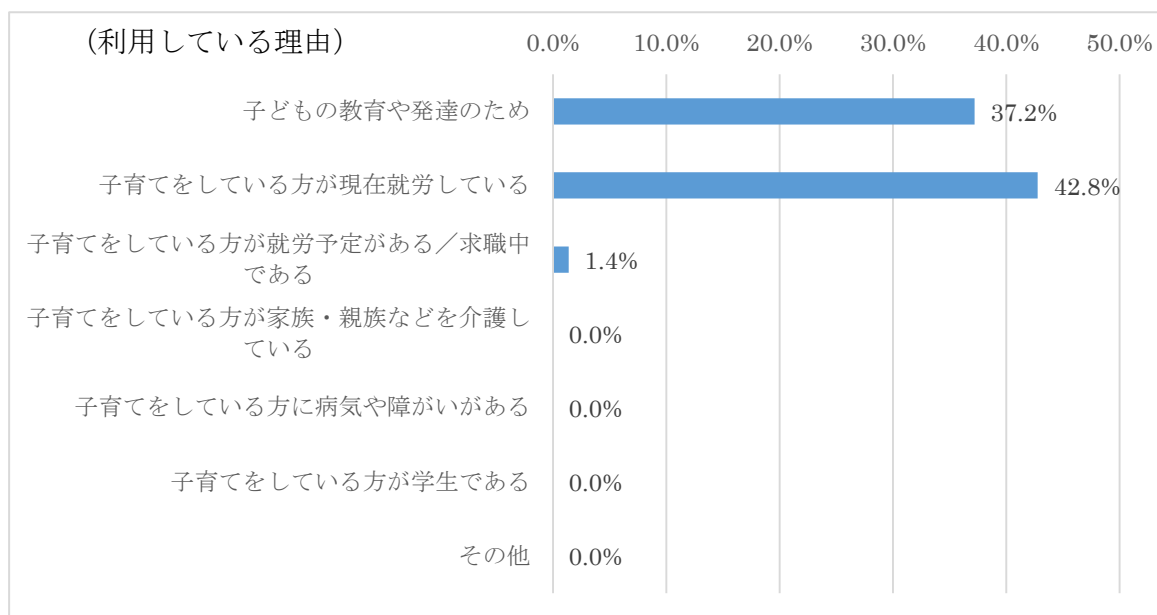
利用状況は約7割の人が何らかの教育・保育事業を利用しています。利用している事業の内容は「幼稚園」「認可保育所」がほとんどを占めています。また、利用している理由は「子どもの教育や発達のため」が7割を超えています。



(利用している事業の割合)



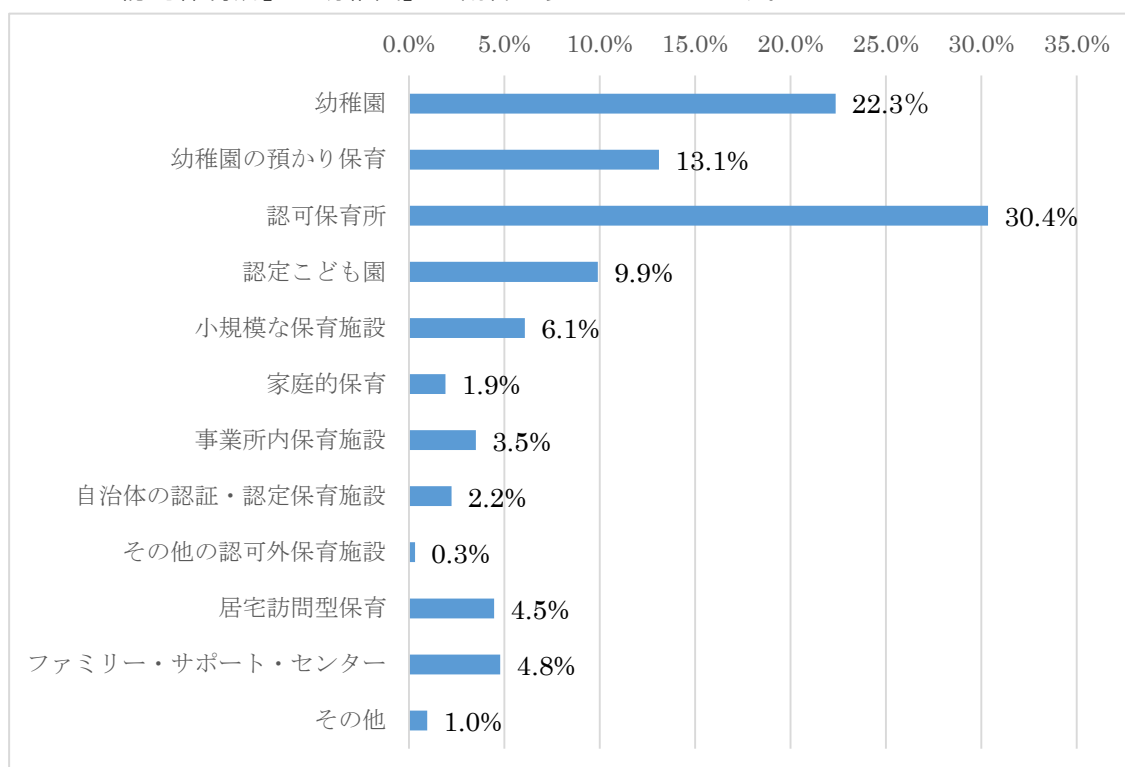
※回答者 117 名による重複回答



※回答者 103 名による重複回答

② 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認可保育所」「幼稚園」の割合が多くなっています。

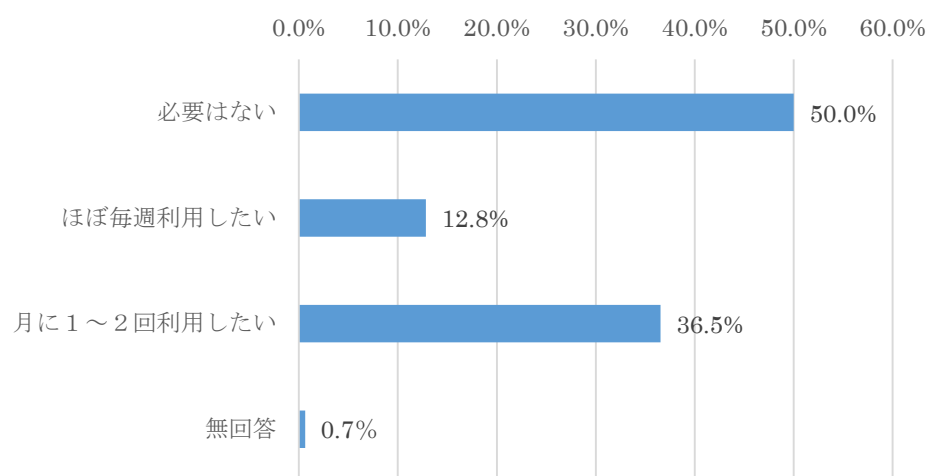


※回答者 117 名による重複回答

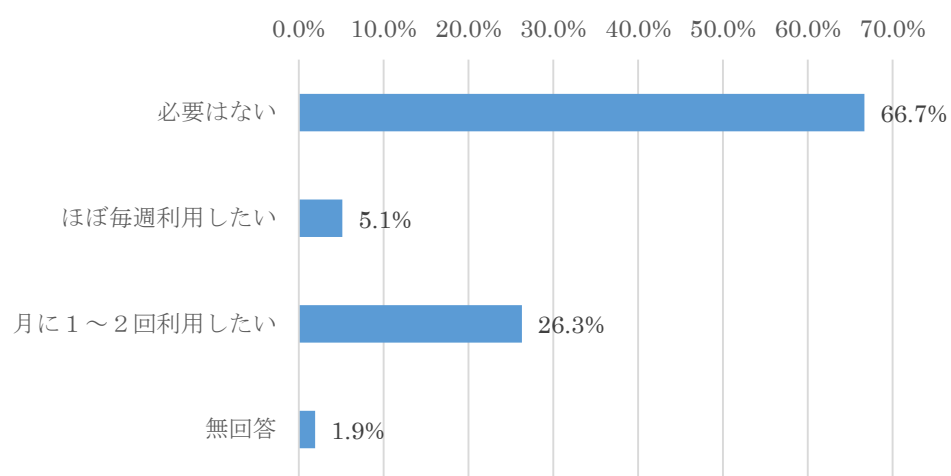
③ 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

利用希望は土曜日が4割、日曜・祝日が3割となっています。

(土曜日の利用意向)



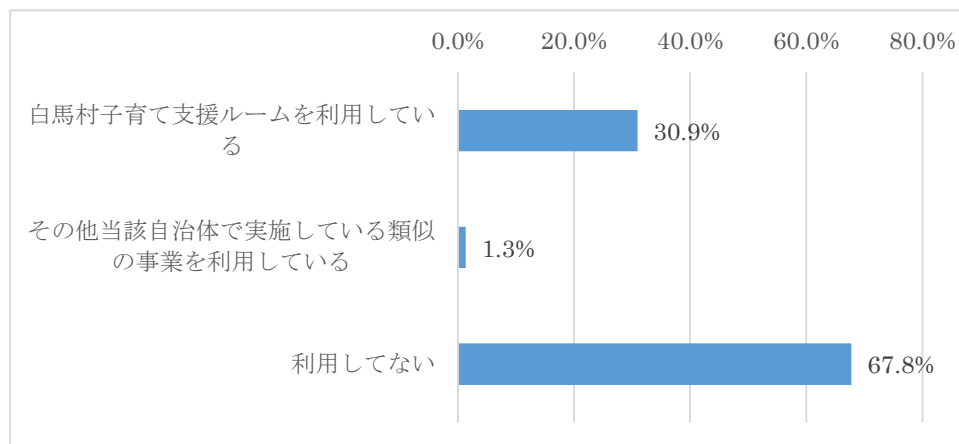
(日曜・祝日の利用意向)



(6) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

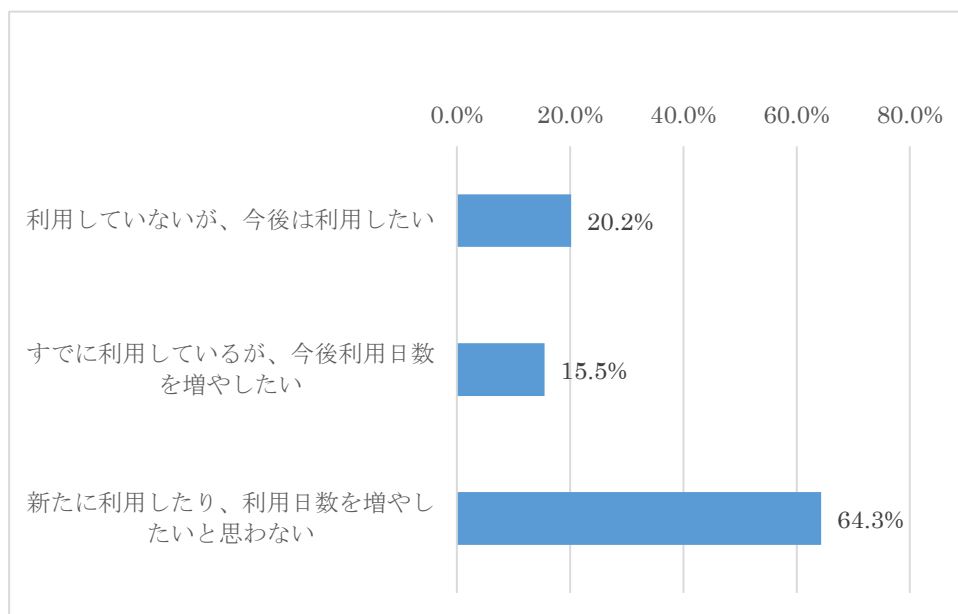
「利用していない」が6割台で、「地域子育て支援拠点事業を利用している」は30.9%、「その他当該自治体で実施している類似の事業を利用している」は1.3%となっています。



※回答者 95 名による重複回答

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

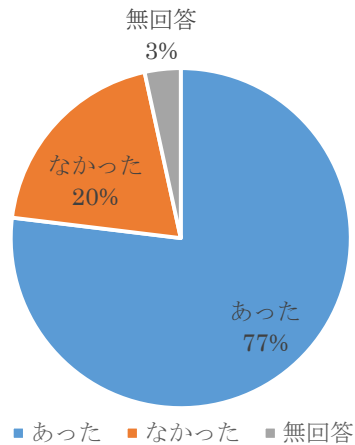
今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が6割で最も多く、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」がそれぞれ2割となっています。



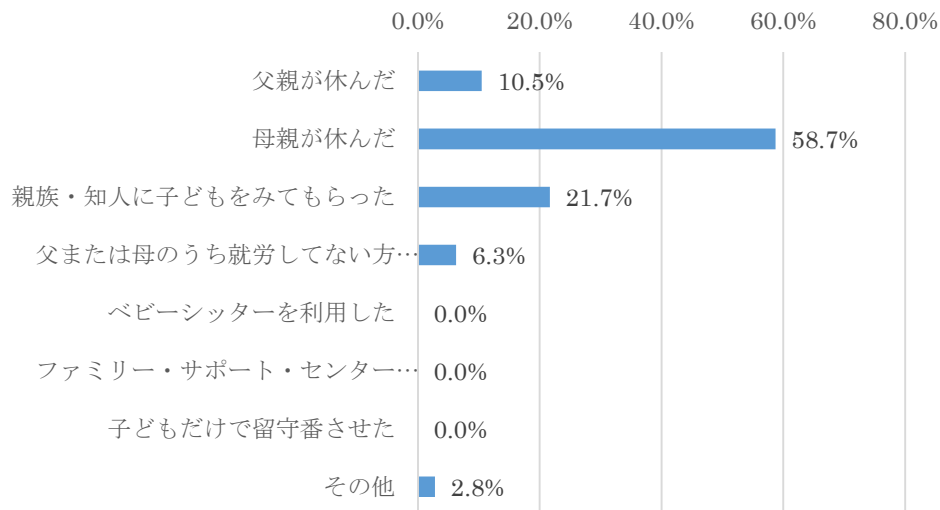
(7) 病児・病後児保育について

① 子どもの病気等で幼稚園・保育園等を休んだ経験の有無とその対応（ここ1年）

休んだ経験は、「あった」が7割台となっています。休んだ場合の対応は、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「（同居人を含む）親族知人に子ども見てもらった」となっています。



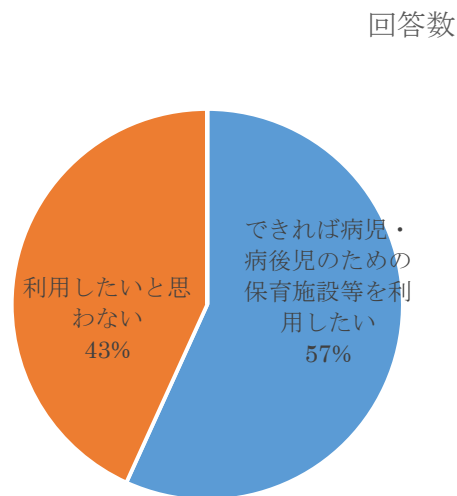
(休んだ場合の対応)



※回答者 86 名による重複回答

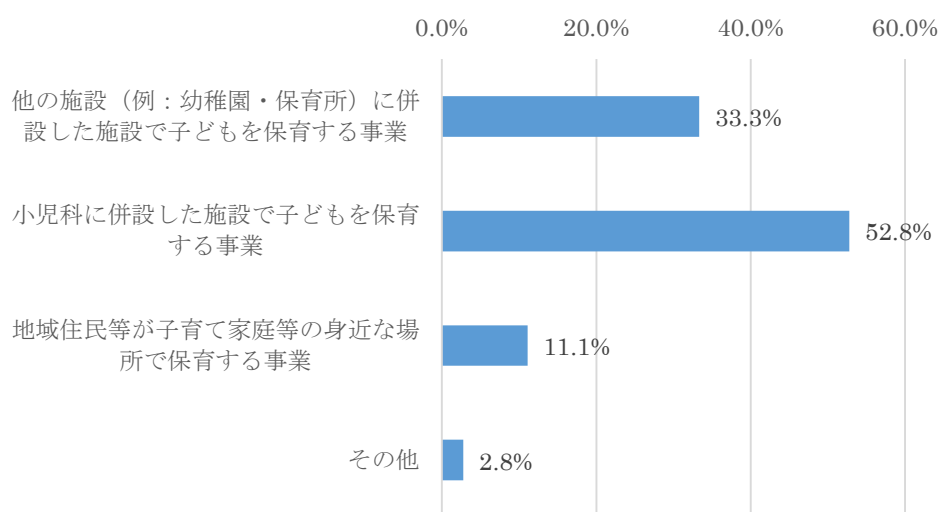
② 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」の割合が57%となっています。



③ 病児・病後児保育事業として望ましい形態

「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が3割弱、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が5割となっています。

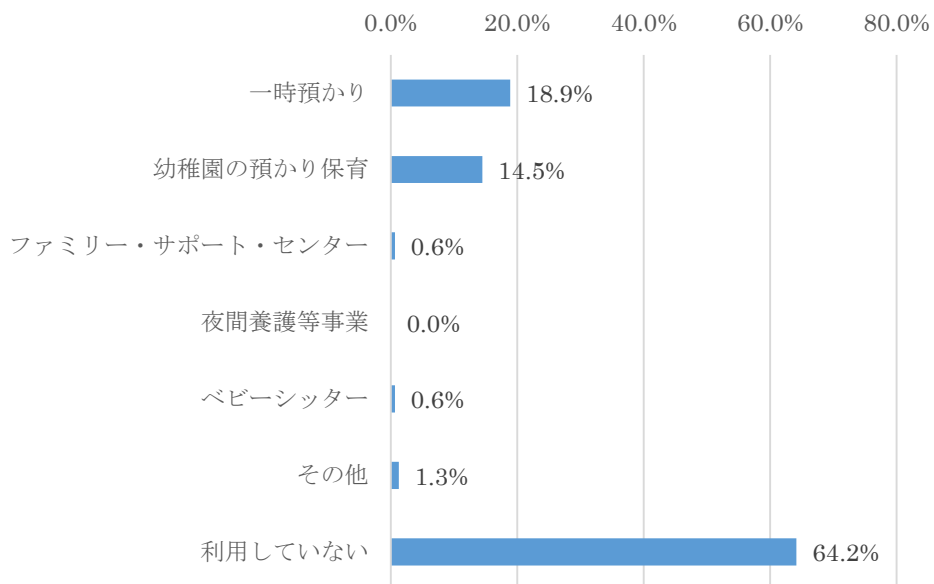


※回答者 16 名による重複回答

(8) 一時預かりについて

① 不定期に子どもを預かる事業の利用状況（ここ1年）

「利用していない」が7割超となっています。利用しているものの中では「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」が1割強となっています。

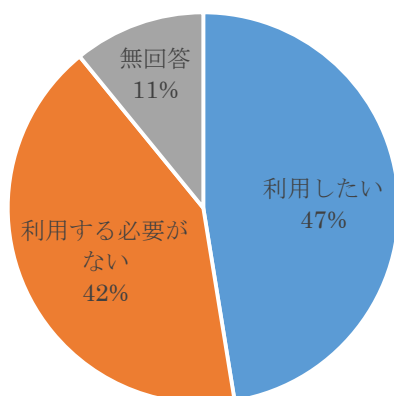


※回答者 149 名による重複回答

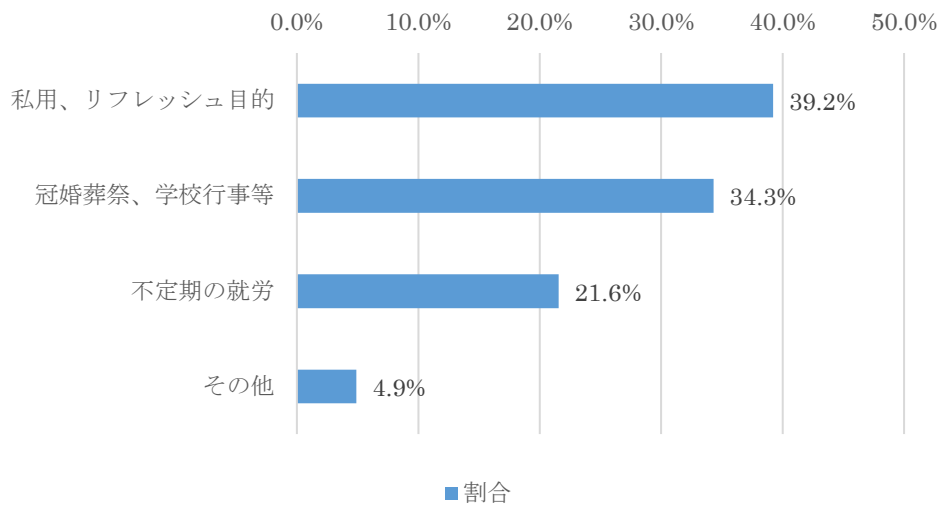
② 子どもを一時的に預ける事業の利用意向とその目的

「利用したい」が4割強となっています。その目的としては、「私用、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事等」が7割を超えています。

(利用意向)



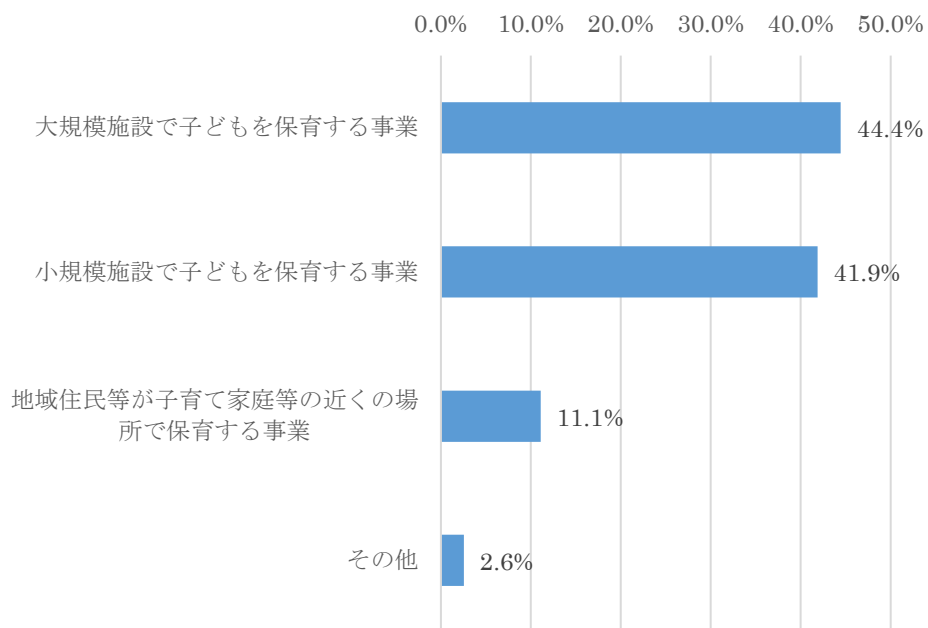
(利用目的)



※回答者 60 名による重複回答

③ 子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所等の大規模施設で子どもを保育する事業」が4割超となっています。

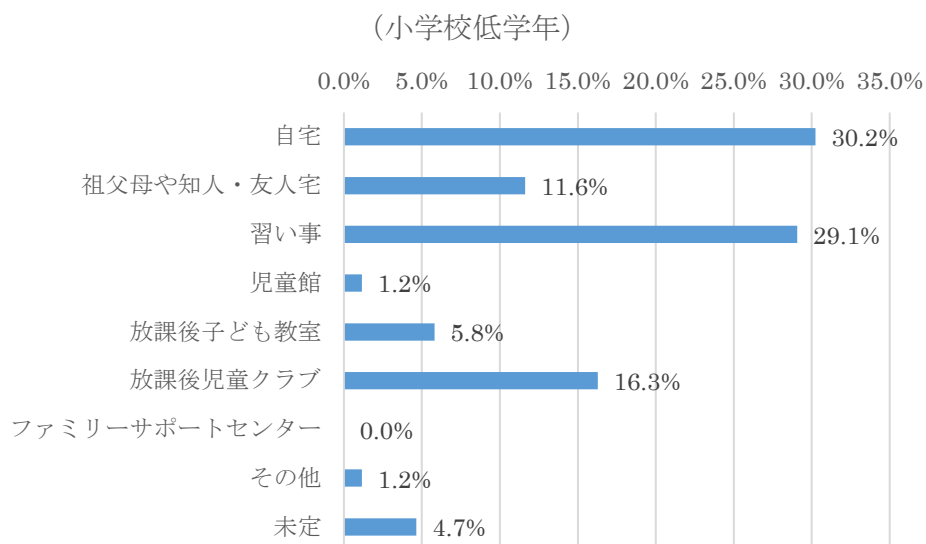


※回答者 60 名による重複回答

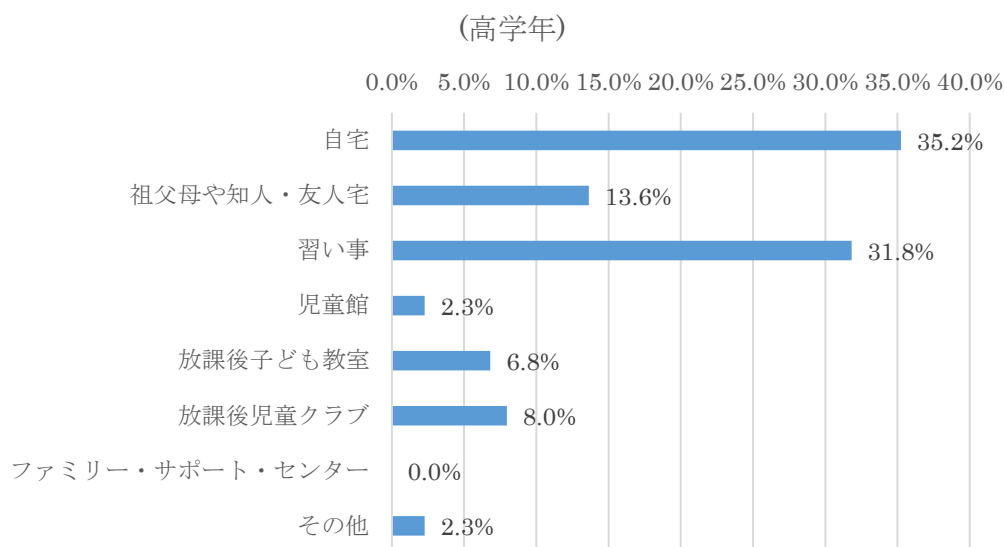
(9) 放課後児童クラブについて

①小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について

低学年、高学年とも「自宅」「習い事」の割合が高くなっています。また「放課後児童クラブ」は低学年で1割強、高学年で1割未満となっております。



※回答者 36 名による重複回答



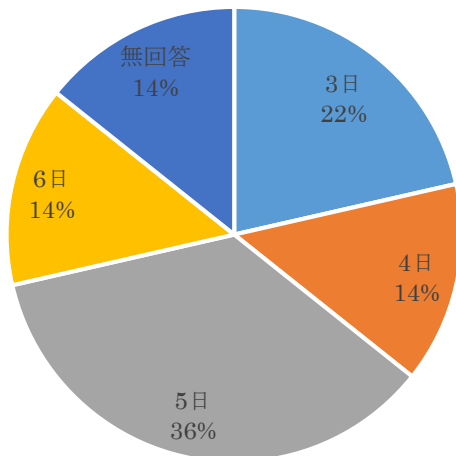
※回答者 35 名による重複回答

② 放課後児童クラブの利用希望

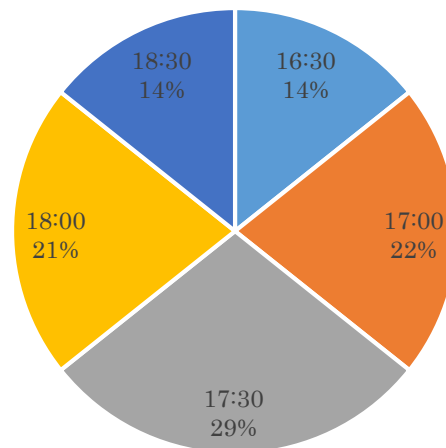
回答者数は低学年 14 名、高学年 7 名ですが、低学年では週当たりの希望日数は 5 日、希望時間は午後 5 時 30 分までが最も多くなっています。高学年では週当たりの希望日数は 5 日、希望時間は午後 6 時 30 分までが最も多くなっています。

【低学年（１～３年生）の週当たり希望日数及び希望時間（何時まで）】

（週当たりの希望日数）

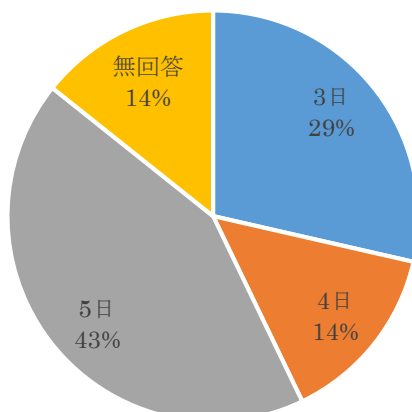


（希望時間（何時まで））

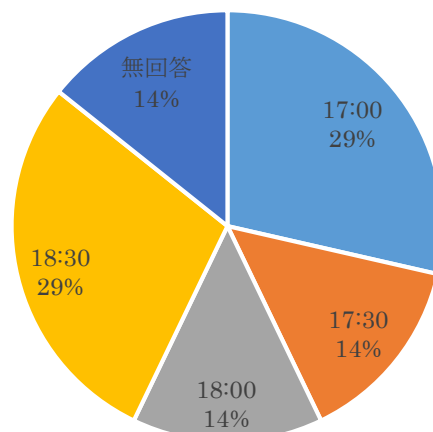


【高学年（４～６年生）の週当たり希望日数及び希望時間（何時まで）】

（週当たりの希望日数）



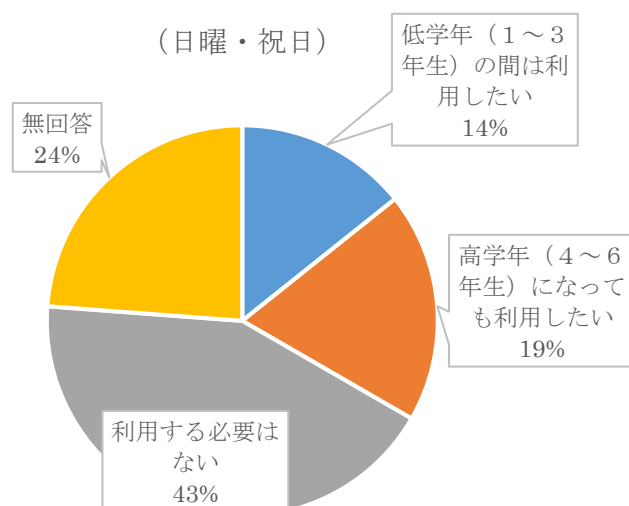
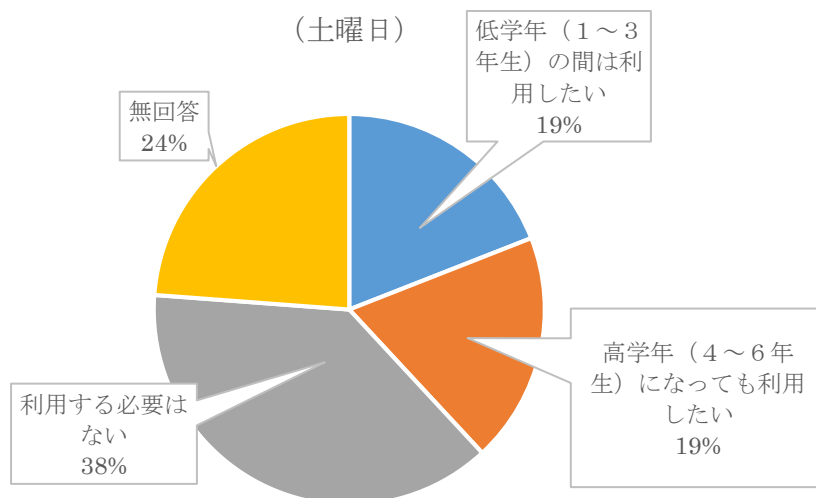
（希望時間（何時まで））



③ 放課後児童クラブの土曜日と日曜・祝日の利用希望

回答者 16 名のうち、土曜日の利用希望は、低学年では、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせ 4 割となっています。

日曜・祝日の利用希望は、低学年では、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせ 3 割台となっていますが、高学年では 1 割台となっています。

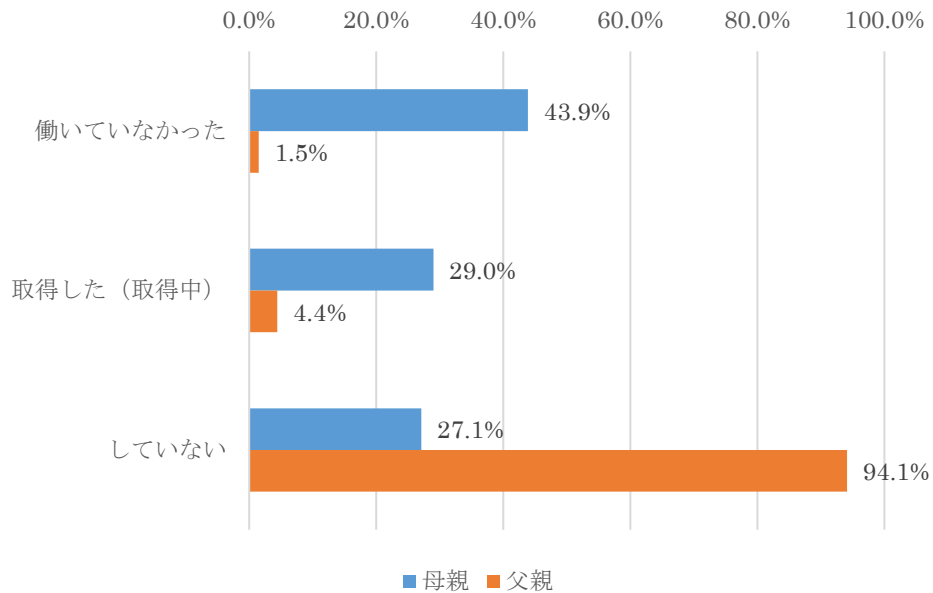


(10) 子育てと仕事の両立について

① 育児休業取得状況

母親は「取得した（取得中である）」が29.0%、「取得していない」が27.1%となっています。

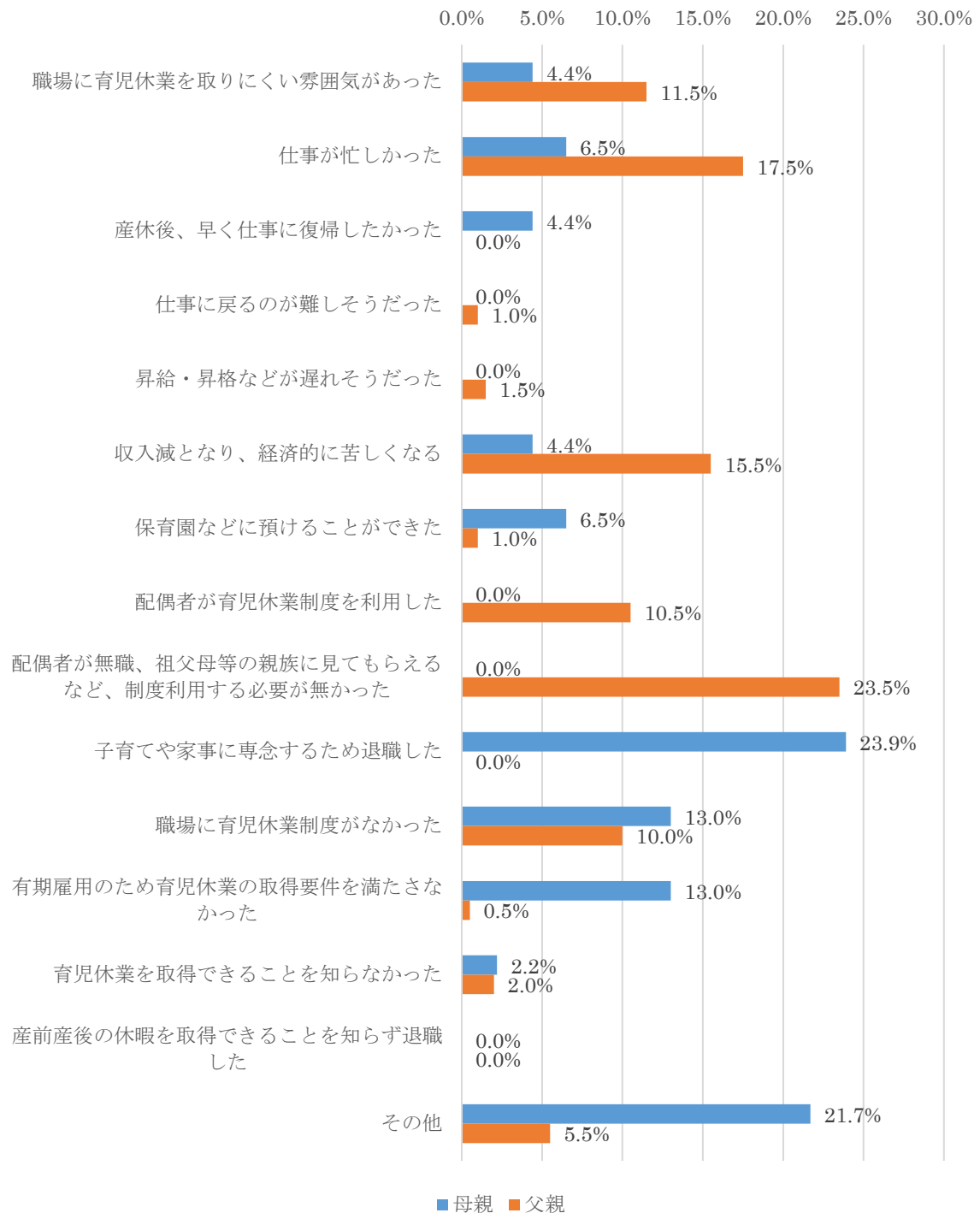
これに対し、父親は「取得した（取得中である）」が4.4%、「取得していない」が94.1%となっています。



② 育児休業を取得しなかった理由

母親では、「仕事が忙しかった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」の回答が多く、父親は「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「制度を利用する必要がなかった」の回答が多くなっています。

また、「その他」の回答の多くは、母親父親とも自営業のためとなっています。

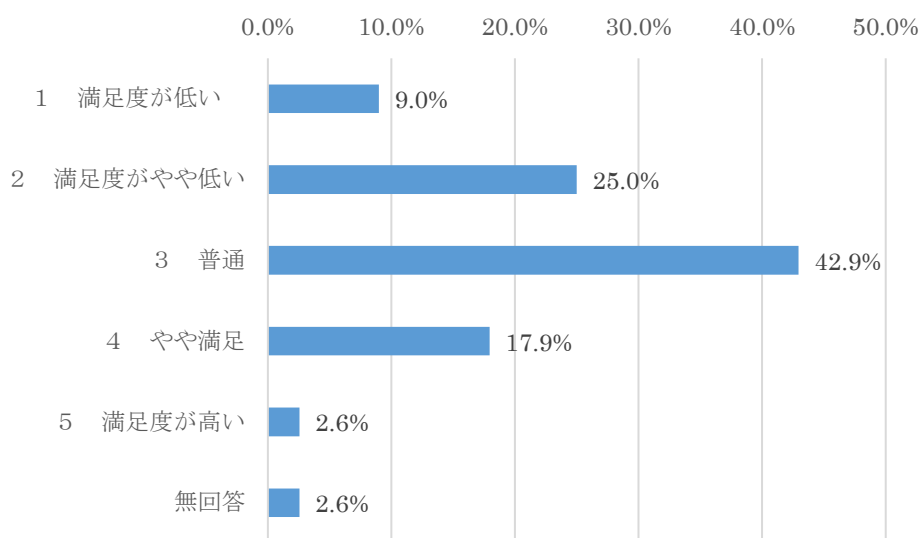


※母親の回答者 42 名、父親の回答者 127 名による重複回答

(11) 白馬村の子育ての環境・支援に対する評価と要望

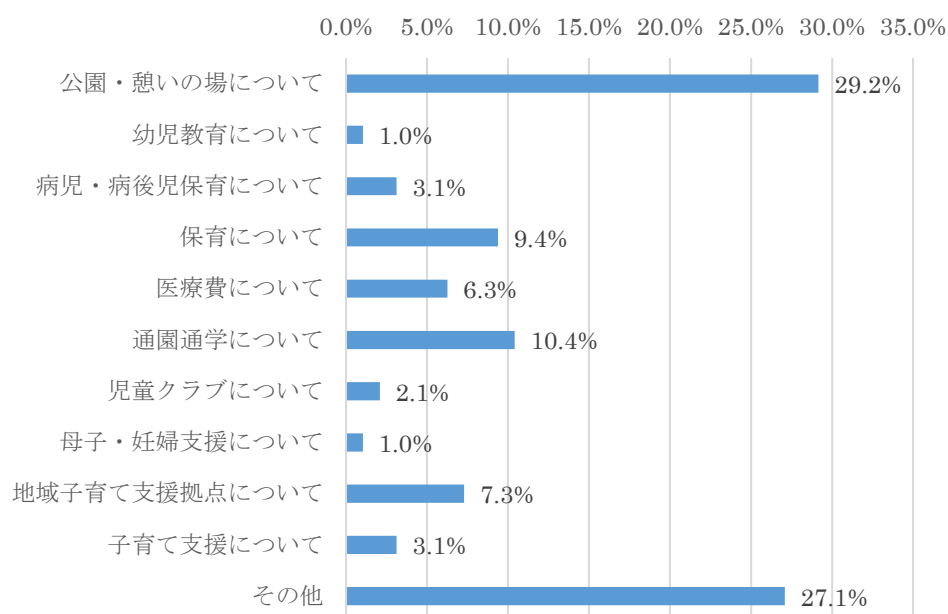
① 白馬村の子育ての環境や支援への満足度

「普通」が概ね4割と一番多いですが、「やや低い」が25%と2番目に多くなっています。



② 白馬村の子育ての環境や支援への要望

「公園、雨の日、雪の日に遊べる施設等の要望」が3割近くあり、一番多くなっています。



4. 子どもと子育て家庭を取り巻く課題

(1) 国全体の課題

国では、未婚率の上昇や晩婚化、ライフスタイル・価値観の多様化、経済状況などの様々な要因から進行する少子化の流れを食い止めるため、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、家庭における養育支援等を総合的に推進してきましたが、我が国の合計特殊出生率は、平成 27 年の 1.45 以降、毎年 0.01 ポイントずつ減少するなど依然として低い水準にあり、少子化の流れを食い止めるには至っていない状況です。このため、令和元年 5 月には、少子化対策の一環として幼児教育の無償化に取り組むために「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が公布され、子育て世帯を社会全体で応援し、社会保障制度のあり方を全世代型へと抜本的に変えるための取り組みが図られました。

(2) 白馬村の課題

第 2 期計画策定に当たり、第 1 期計画における施策の評価を行うとともに、統計データ、アンケート結果を踏まえ、第 1 期計画の基本的施策を基に課題を整理しました。

①子どもへの支援

子どもに対する悲惨な事故や虐待のニュースが日々報道されている状況が続いているなか、村内においても、年間数件の虐待通告があります。また、育児に関する様々な相談件数は、増加傾向となっております。その他、核家族化やひとり親の増加など、子どもの生活環境は以前とは大きく変化しています。

本村では子育てに関する窓口を一つに集約し、0～18 歳の相談について切れ目ない支援体制を創設し子どもの最善の利益が確保できるように実施しておりますが、より様々な支援が必要と思われます。

②子育てをする親（保護者）への支援

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身に付けさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、核家族化が進行するのに伴い、この役割を果たすことが難しい家庭が増加しており、アンケート調査をみると子どもをみてもらえる親族や、知人がいない家庭の割合が 3.3%増加し、全体の一割以上に達しており、親族等の身近な人に頼りにくい状況があります。

支援ルームを利用している方も増加傾向であり、病児病後児保育やファミリー・サポート・センター等のさまざまな地域の子育て支援サービスについても、今後希望が増えてくると思われます。そのため、子育て支援課を中心に関係機関が連携して孤立している家庭の支援が必要です。

また、アンケート調査では、子育てに関して、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「祖父母等の親族」「知人や友人」と回答する家庭が 5 割を超えていることから、支援が必要な家庭に適切なサービスや支援を結びつけるとともに、地域の支援者と連携しながら、日常生活の支援や相談体制の充実が求められています。

③地域全体による支援

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。

アンケート結果によると、子育てに最も影響すると思う環境としては「家庭」の割合が約4割と一番高いものの、「地域」の割合は、1割後半となっています。また、子育てについて気軽に相談できる人として、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高く、前回のニーズ調査と変わりはありません。祖父母などの親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担等を考えて不安を抱える人が多くなっています。

地域全体による助け合いの機運や機会を創造しながら、必要な子育て支援サービスの充実を図ることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすい村をつくる必要があります。

村では、子育てサポーター制度の設立など、地域と協働した事業を行っており、今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域全体での支援を高めていくことが求められます。

④「ワーク・ライフ・バランス」の実現への支援

アンケート調査では、5年前と比較して育児休業を取得した割合に大きな変化はありません。父親の取得は、今回の調査で4.4%取得したと回答がありましたが、いまだに低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

⑤白馬村の風土や社会資源を活かした支援

本村の恵まれた自然環境や社会資源を有効に活用できる取り組みを行っています。

アンケート調査において、多くのご意見をいただいています公園等の遊具の設置は早急に設置する必要があります。

5. 第1期子ども・子育て支援事業計画策定の評価について

第1期計画で策定された計画の達成状況について、
5段階評価を実施いたしました。

健やかに生まれ育つことができる環境づくり

評価

- 5 期待した成果
- 4 概ね期待した成果
- 3 半分程度の成果
- 2 現時点では成果が見られない
- 1 ほとんど進んでいない

①安全な妊娠、出産への支援

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○安全な妊娠、出産支援事業	・妊婦一般健康診査 ・マタニティ教室 ・健康相談・保健指導	健康福祉課	4
○不妊支援事業	・不妊治療費補助制度 ・不妊治療	健康福祉課	5

②子どもとその家族への健康支援

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○健診および健康教育事業	・乳幼児健診 ・離乳食教室 ・ペアレントトレーニング	健康福祉課	5
○親世代の健康支援事業	・各種健診	健康福祉課	4
○予防接種事業	・各種予防接種	健康福祉課	4
○心の支援事業	・ストレスケアマネジメント ・心の相談会	健康福祉課	4

③乳幼児の不慮の事故防止への取組み

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○事故防止のための啓発事業 ○応急処置方法の啓発事業	・パンフレットの配布、指導 ・ポスター掲示 ・小児救急法	健康福祉課	3

④育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○安心感のある頼れる相談事業	・新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業) ・支援ルーム相談(職員) ・養育支援訪問事業 ・出張育児相談(栄養、健康) ・2ヶ月育児相談事業	健康福祉課	5

○子育ての楽しさを感じられる事業	・赤ちゃんマッサージ ・支援ルームなかよし広場 ・プール遊び、お散歩 ・お父さんと遊ぼう ・ボランティアによる活動 ・育児講座	健康福祉課	5
○安心して集える居場所の提供事業	・支援ルーム自由利用 ・支援ルーム園庭開放 ・支援ルームなかよし広場（再掲）	健康福祉課	5
○母乳育児の推進事業	・マタニティ教室 ・2ヶ月育児相談 ・乳児健診	健康福祉課	4
○児童・虐待予防事業	・要保護児童地域対策協議会の開催	健康福祉課 教育委員会	4

⑤障がい児施策の充実

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○障がいの早期発見・早期対応事業	・乳幼児健診スクリーニング ・理学療法士個別相談 ・フォローアップ教室 あそびの教室 ・臨床心理士・作業療法士の個別相談 ・個別療育 ・5歳発達相談	健康福祉課	4
○障がい児保育の充実事業	・各園巡回相談	健康福祉課 教育委員会	5
○障がい児家族の交流への支援事業	・親の会	健康福祉課	4
○障がい児者支援事業 ○障害児通所支援事業	・タイムケア ・日中一時支援事業 ・放課後デイサービス	健康福祉課	4

⑥医療体制の充実

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○平日夜間救急医療事業 ○休・祝日緊急当番医事業	・平日夜間小児科、内科急病センター	健康福祉課	4
○医療給付事業	・乳幼児等福祉医療費の給付	住民課	4

(2) 子育てを地域で支えあう村づくり

①地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○子育て支援に関する情報提供の充実	・ 育児講座	健康福祉課	4
○相談体制の整備	・ 支援ルーム育児相談 ・ 支援ルーム自由利用（再掲）	健康福祉課	4
○交流型子育て支援事業	・ 支援ルームなかよし広場（再掲）	健康福祉課	4
○在宅預かり型子育て支援事業	ファミリーサポート	社会福祉協議会	4
○施設預かり型子育て支援事業の拡充	・ 一時保育 ・ 休日保育	健康福祉課	4

②保育サービスの充実

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○多様な保育サービスの提供	・ 保育事業 ・ 未満児保育 ・ 障がい児保育 ・ 特別保育事業 ①延長保育 ②一時保育（再掲） ③休日保育（再掲） ④病児、病後児保育	健康福祉課 健康福祉課	4
○保育士の研修の充実	・ 研修会への参加	健康福祉課	4
○保育サービス評価の充実	・ 第三者評価	健康福祉課	4
○保育所のあり方と施設の整備	・ 保育所の設備	健康福祉課	3

③子育て支援ネットワークづくり

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○児童・虐待予防事業	・ 要保護児童地域対策協議会の開催（再掲）	健康福祉課 教育委員会	4
○障がいがある子どもと家族への支援	・ 母子保健連絡会の開催 ・ 自立支援協議会療育部会の開催	健康福祉課	4

④子どもの健全育成

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○児童の居場所の拡充	・ 放課後児童クラブ	健康福祉課	4
○児童の放課後・休日活動の推進	・ 放課後子ども総合プラン	健康福祉課 教育委員会	3
○地域全体の児童健全育成の推進	・ 子ども会育成会 ・ 青少年育成村民会議	教育委員会	4

○子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・ 有害環境パトロール ・ 非行防止街頭啓発	教育委員会	4
○子どもを犯罪等の被害から守る対策	・ 学校携帯メール緊急連絡網	教育委員会	4

⑤ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○児童扶養手当事業	・ 児童扶養手当の支給	健康福祉課	3
○福祉医療費給付事業	・ 母子、父子家庭医療費給付	住民課	4
○低所得家庭への経済支援事業	・ 小中学校就学援助制度	教育委員会	4

(3) 生きる力を身につけられるひとづくり

①次世代の親の育成

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○中高生の乳幼児との交流事業	・ 保育園体験実習の実施 ・ 支援ルーム体験実習	健康福祉課	3

②食育支援

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○学校給食における食育の推進	・ 学校給食における食育教育	健康福祉課 教育委員会	4
○食育の推進事業	・ 食と健康を考える会 ・ 支援ルームにおける食育活動	健康福祉課	4

③魅力ある学校教育の推進

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○新たな教育システムの構築	・ 時代に適した教育	教育委員会	4
○確かな学力の向上	・ 学力向上対策事業	教育委員会	4
○豊かな心と健やかな体の育成	・ 文化・スポーツ活動運営委員会	教育委員会	4
○信頼される学校づくりの推進	・ 学校関係者評価制度	教育委員会	4
○幼稚園教育への支援	・ 私立幼稚園就園奨励補助制度	教育委員会	3

④家庭や地域の教育力の向上

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○いじめ・不登校・家庭教育への支援の充実	・ 教育相談 ・ いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・ 心の教室の開設 ・ 子育て講習会	健康福祉課 教育委員会	4

○地域の教育力の向上	・信州型コミュニティースクール、キャリア教育の推進 ・スポーツ少年団支援事業 ・ボランティア文化活動への支援	教育委員会	4
------------	--	-------	---

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

①良好な居住環境の確保

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○若者の定住化促進	・ハローワークでの職業訓練 ・魅力ある村づくりの促進	総務課	3

②安心して外出できる環境の整備

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○安全な道路環境の整備	・村道改修の際、歩道の段差解消等 ・除雪	建設課	3
○施設のバリアフリー化の促進	・施設等におけるバリアフリー化	全課	3
○イベントや集会などでの託児の実施	・各種事業で託児実施	全課	3
○遊び場の確保	・支援ルーム園庭解放（再掲） ・支援ルーム自由利用（再掲）	健康福祉課	4

③安全・安心のまちづくりの推進

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○安全・安心のまちをめざして	・防犯指導推進事業 ・子どもを守る安心の家推進事業 ・子どもを犯罪から守るための道具配布事業	総務課	3
○交通安全の確保	・交通安全事故防止用品の配布 ・交通安全教室事業 ・交通安全施設等整備	総務課	3

(5) 男女共同参画の推進

①男女共同参画の意識啓発

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
○男女共同参画事業	・協議会の設置(平成 20 年 4 月協議会設立) ・白馬村男女共同参画社会づくり計画策定	総務課	3

②仕事と子育ての両立支援

事業名等	事業内容・評価項目	主体	評価
------	-----------	----	----

○施設預かり型子育て支援事業の拡充（再掲）	・ 一時保育 ・ 休日保育	健康福祉課	4
○多様な保育サービスの提供（再掲）	・ 保育事業 ・ 未満児保育 ・ 障がい児保育 ・ 特別保育事業（再掲） ①延長保育 ②一時保育 ③休日保育 ④病児、病後児保育	健康福祉課 健康福祉課	4
○児童の居場所の拡充（再掲）	・ 放課後児童クラブ	健康福祉課	4

第3章 計画の基本理念と施策

1. 基本理念

心通わせ 子どもも親も生き生きと輝く 白馬の子育て

子どもたちが健やかに成長し、生き生きと輝くことは、村民共通の願いです。子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、村民一人ひとりが笑顔に満ちあふれ、ひかり輝く白馬村へとつながります。

子どもは地域の宝であり、未来を創る存在です。次代を担う子どもたちを豊かに健やかに育むことは、子ども自身や保護者のみならず、地域にとって最も価値のある役割であり、使命でもあります。

地域社会全体で、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、保護者が子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てに夢や希望を持てるようにすることが大切です。

2. 基本方針

子育て支援とは、村民、教育・保育関係者、企業・団体、行政、その他の社会のあらゆる分野が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、保護者としての成長を支援することです。

子どもが心身共に健やかに成長することについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識のもとに、親子に対する見守りと育みの心を持って、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで子育て支援を推進し、保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が重要です。

そして何より、子どもの最善の利益を実現すること、子ども自身の育つ力を最大限に生かし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境をつくる事が、地域の役割であり、子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責務です。

3. 基本的施策

(1) 親と子どもの健康づくり

誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。

(2) 安心で楽しい子育ての推進

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることがなく、自らも親として成長しながら、充実した子育てができるよう、社会全体で支え合う子育てを推進します。

(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様な活動を通じて心豊かに育つ環境を整備します。

(4) 仕事と子育ての両立支援

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

(5) 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。

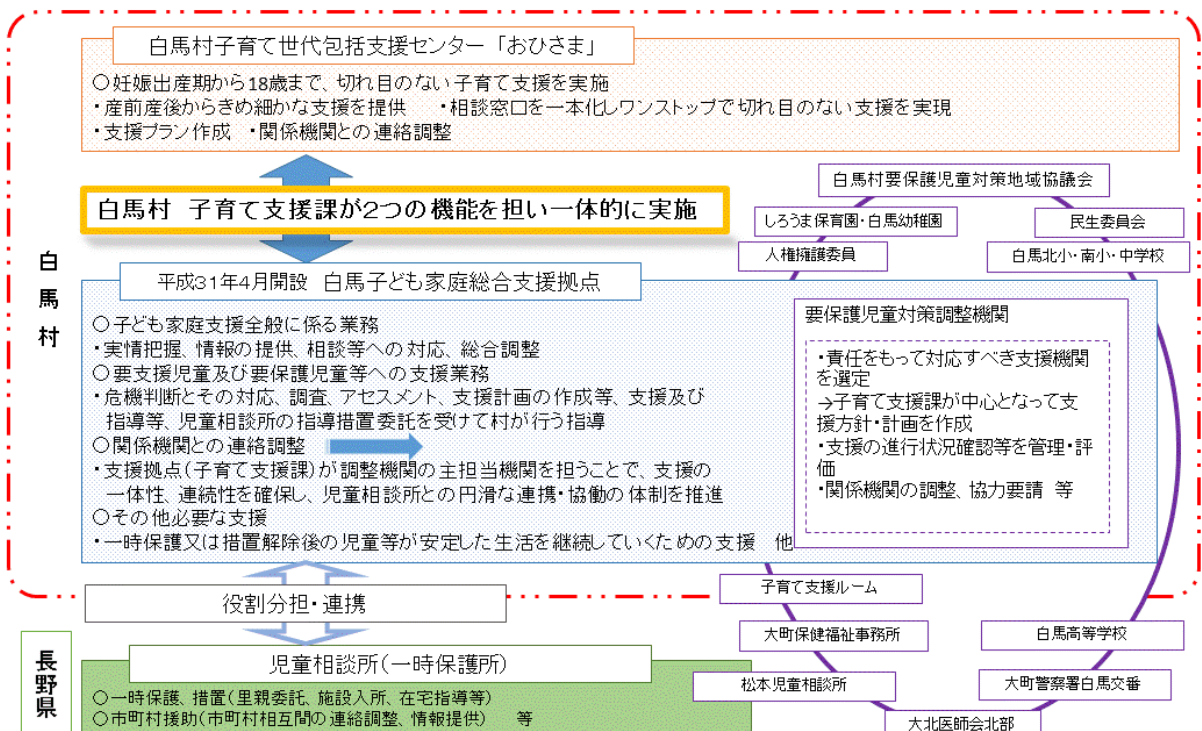
(6) 本村の特徴

本村では平成 29 年 4 月の機構改革により、これまで村長部局で所管していた子ども・子育て支援、児童福祉の事務事業を教育委員会部局に移管し、子育て支援課を新設しました。これにより、0 歳から 18 歳までの「子育て」と「教育」の一貫した切れ目のない支援体制の構築が図られました。さらに平成 30 年度からは妊婦・出産期から乳幼児期までの母子保健分野を加えることにより、子育て世代包括支援センターとして、妊産婦から子育て期全体にわたる支援が実現しました。

一方、平成 28 年に成立した改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務とされたことから、平成 31 年 4 月、子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点を開設し、2 つの機能を一体的に担う体制を整備しました。

ひとつの課において、一体的に事業実施することで、情報共有や、いつでも相談できる体制を整えたことにより、支援が必要な方にとってスムーズに対応できるようになりました。

白馬村における児童等に対する必要な支援体制



4. 計画の体系

基本理念：心通わせ 子どもも親も生き生きと輝く 白馬の子育て		
基本方針	基本的施策	施策
・子育て支援は、地域全体で保護者に寄り添い保護者の成長を支援する。 ・保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることが大切 ・子どもの最善の利益を実現し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を醸成する	1. 親と子どもの健康づくり	1-1 安全な妊娠、出産への支援
		1-2 子どもとその家族への健康支援
		1-3 食育支援
	2. 安心して楽しい子育て支援	2-1 地域における子育て支援サービスの充実
		2-2 子育て支援のネットワークづくり
		2-3 子どもの健全育成
		2-4 事故防止への取り組み
		2-5 医療体制の充実
		2-6 魅力ある学校教育の推進
		2-7 良好な居住環境の確保
		2-8 保育サービスの充実
	3. 子どもが健やかに育つ環境づくり	3-1 次世代の親の育成
		3-2 安全・安心のまちづくりの推進
		3-3 安心して外出できる環境の整備
	4. 仕事と子育ての両立支援	4-1 男女共同参画の意識啓発
		4-2 仕事と子育ての両立支援
		4-3 家庭や地域の教育力の向上
	5. 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実	5-1 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
		5-2 障がい児施策の充実
		5-3 ひとり親家庭の自立支援の推進

第4章 施策の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定します。

白馬村では村全体を1つの区域として設定します。ただし、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、小学校区域により2区域に設定します。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、地域の実情に応じた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		30	48	95	7	42	28	45	88	7	43	25	40	79	7	44
確保方策	特定教育 保育施設			123	9	48			123	9	48			123	9	48
	確認を受けない幼稚園	90					90					90				

		令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		25	41	81	7	43	25	41	81	7	43
確保方策	特定教育 保育施設			123	9	48			123	9	48
	確認を受けない幼稚園	90					90				

「確保方策」の考え方

保育士の確保については、処遇・職場環境の改善を図るとともに、ハローワークを活用した一般募集などを行い必要な人材確保に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(1) 利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所
母子保健型					
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

「確保方策」の考え方

平成30年7月、子育て世代包括支援センターを開設しました。利用者の目線に立ち相談業務に当たります。

また、関係機関と情報共有し、連携して支援をするネットワーク体制づくりを行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

「確保方策」の考え方

施設面において老朽化が進んでおり、現在新施設建設に向けて検討を行っております。量的充足は可能となっており、ニーズに応えるためにさまざまな教室やイベントを企画するなど、より集まりやすい環境を整備していきます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施します（1人当たり14回実施）。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	50 人 700 回	48 人 672 回	48 人 672 回	47 人 658 回	47 人 658 回
確保方策	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施

「確保方策」の考え方

医療機関や助産所での健診に対し、14回分の受診券を交付し、現在の体制を維持、継続していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師が生後4ヶ月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行うなどの支援をします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	50人	48人	48人	47人	47人
確保方策	50人	48人	48人	47人	47人

「確保方策」の考え方

子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター（保健師）による訪問事業として継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業

子どもが安全、安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、保健師が家庭を訪問して指導・助言を行い、適切な養育を支援します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	5人	5人	5人	5人	5人

「確保方策」の考え方

子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター（保健師）等により、関係機関と連携しながら対象家庭の支援を実施します。

(6) 一時預かり事業

保護者の就労や病気などにより家庭で保育ができない子どもに対し、一時的に保育を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,400人日	1,400人日	1,400人日	1,400人日	1,400人日
確保方策	1,400人日	1,400人日	1,400人日	1,400人日	1,400人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

「確保方策」の考え方

支援ルームにおける一時預かり事業については必要な職員を配置し、必要量の受入れを確保していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

保護者の外出時等の一時預かりなどの援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネートやサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
確保方策	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

「確保方策」の考え方

依頼件数が増えた場合、援助会員の不足が考えられますので、会員確保に努めていきます。

(8) 延長保育事業

保護者の事情により入園児を通常の保育時間を超えてお預かりします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	57人	57人	57人	57人	57人
確保方策	57人	57人	57人	57人	57人

※午後4時30分以降の利用者数

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等で一時的に保育する事業です。

現在北アルプス連携自立圏において、実施するよう調整しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
確保方策	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

「確保方策」の考え方

早期開設に向けて、大町市を中心に圏域市町村が連携して取り組んでまいります。

(10) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	白馬南小	24人	24人	24人	20人	20人
	小学1年生	7人	7人	6人	6人	5人
	小学2年生	7人	7人	7人	5人	6人
	小学3年生	2人	6人	7人	6人	6人
	小学4年生	2人	2人	4人	6人	5人
	小学5年生	6人	2人	0人	1人	2人
	小学6年生	0人	0人	0人	0人	0人
	白馬北小	60人	60人	60人	58人	58人
	小学1年生	21人	21人	20人	20人	20人
	小学2年生	19人	20人	18人	16人	16人
	小学3年生	14人	12人	16人	15人	15人
	小学4年生	4人	6人	6人	5人	5人
	小学5年生	2人	1人	0人	2人	2人
	小学6年生	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策	白馬南小	24 人	24 人	24 人	20 人	20 人
	白馬北小	60 人	60 人	60 人	58 人	58 人

「確保方策」の考え方

放課後児童クラブ

・ニーズ量に対して確保は出来ているので、現在の体制を維持して実施いたします。

放課後子ども教室

・新・放課後子ども総合プランが、平成30年9月に策定され、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう、白馬村においても児童クラブとの一体型や小学校の余裕教室の活用を前提に令和3年度までに開設に向けて検討します。

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が病気等により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において短期間（1週間程度）子どもを養育・保護する事業です。

村が指定する乳児院（1か所）、児童養護施設（1か所）において実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日
確保方策	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園等に対して保護者が支払うべき給食費（副食費）に要する費用を助成する事業です。

【今後の方向性】

給食費（副食費）は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象に令和元年10月、幼児教育・保育の無償化を機に実施しており、今後も継続して実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

小規模保育、事業所内保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した事業の参入または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには連携施設の調整等を進めていきます。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの

相談に対し、地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を支援します。

(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

将来的には、すべての特定教育・保育施設が認定こども園となり、3歳以上児の保護者が就労の有無に関わらず、どここの施設でも選択できる環境となることが望ましいと考えます。

(3) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

私立幼稚園に対しては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、新制度への移行を支援していきます。

幼児期の学校教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者及び行政等による情報交換や推進方策等の研究を推進し、当村に育つ子どもたちへの質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めます。

支援を必要とする子どもに対しては、白馬村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めます。

(4) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等への研修の充実による資質向上

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、幼稚園や保育園への子育て支援コーディネーター、保健師や理学療法士等の派遣を行い、より専門的な観点から子どもたちの状況を判断する方法について研修することにより、資質向上を図ります。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

すべての子どもに対し、制度に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障していくよう努めます。

家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(6) 特定教育・保育事業者と小学校等との連携の推進方策

幼児期の学校教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、特定教育・保育事業者は、幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めます。

5. 次世代育成支援に関する施策

(1) 親と子どもの健康づくり

①安全な妊娠、出産への支援

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○妊娠、出産の支援 ・妊婦一般健康診査 ・妊婦歯科検診 ・産婦健診 ・新生児訪問 ・乳幼児全戸訪問 ・産前産後ケア事業 ・新生児聴覚検査 ・赤ちゃんプレゼント	・母子健康手帳交付時に、各種受診券を交付し、妊婦、産婦の健康管理の充実および経済的負担を軽減する。 ・生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理や育児の相談・助言を行う。心身の状況や養育環境などを把握して子育てに関する情報提供を行う。 ・妊婦、産婦への支援を行い、不安の解消を図り育児を支援する。 ・新生児期の検査実施の確認および、必要に応じて精密検査の受診勧奨、相談を行う。 ・災害用ミルクセット、子どもノートを贈呈し、子育てに活用する。	子育て支援課
○不妊・不育症治療費補助事業	・不妊・不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要した経費の一部を補助する。制度に関する情報提供、相談を行う。	子育て支援課

②子どもとその家族への健康支援

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○健診・健康教育事业 ・マタニティ教室 ・乳幼児健診 ・離乳食教室 ・よちよち相談 ・2歳児相談 ・理学療法士個別相談 ・あそびの教室(フォローア	・妊娠中から、母子の健康づくりの学習を行う。 4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、3歳に健康診査を実施し必要に応じて継続支援する。 ・成長発達に合わせた離乳食の進めかたを学ぶ。 ・親子遊びの体験を支援する。 ・歩行、言葉の獲得など幼児期の発達確認、必要な育児支援を行う。 ・各検診等において「こどもノート」を活用し、保護者がわが子の成長発達を学ぶ機会とする。 ・運動発達を主として、個別指導を行う。 ・楽しみながら子どもに合った関わり方を学	子育て支援課

ップ教室)「ほっぷ」「すてっぷ」「じゃんぷ」 ・ 5歳発達相談	ぶ。家庭以外の場や小集団に慣れる機会とする。 ・ 就学に向けて、子どもの育ちや必要な支援について、保育者と共有し保護者の不安を解消する。	
○予防接種事業	・ 乳幼児期に発症しやすい重篤な疾病を予防するとともに、社会への蔓延を防ぐため、予防接種法に基づいた定期接種を実施する。	子育て支援課
○母乳育児の推進 ・ マタニティ教室（再掲） ・ 2ヶ月育児相談 ・ 助産師相談 ・ 母乳相談等助成事業 ・ 乳幼児健診（再掲）	・ 母乳育児の、身体的、精神的な恩恵を最大限得られるように、妊娠期から、様々な機会を通じて母乳育児を支援する。	子育て支援課
○小児生活習慣病保健指導	・ 肥満や血液検査に異常のある児童・生徒とその保護者に対して保健指導を行い、小児期からの生活習慣病予防を行う。	健康福祉課
○親世代の健康支援 ・ 子宮がん検診 ・ 乳がん健診 ・ 肺がん健診 ・ 胃がん検診 ・ 大腸がん検診 ・ 特定健診	・ 親世代が健康を保持増進するために、各種検診・保健指導を実施する。	健康福祉課

③食育支援

○学校給食における食育教育	・ 学校栄養士による食育授業の実施及び、安心安全で安定的な給食食材の確保を図り、地場産物の使用率向上及び食物アレルギーへの対応を推進する。	教育課
○食育推進事業 ・ 食と健康を考える会 ・ 支援ルーム食育指導	・ 村内の保健師・管理栄養士・養護教諭による健康課題の検討を行う。 ・ 管理栄養士による郷土食などの紹介、食育指導を行う。	健康福祉課

(2) 安心して楽しい子育ての推進

①地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
------	--------------	----

○子育て情報提供の充実 ・ 育児講座 ・ 子育て支援アプリ「母子モ」	・ 講師を招いての講演会、絵本を楽しむ会、健康講座等様々な講座の開催 ・ 子育てに役立つ地域の情報を発信する。	子育て支援課
○交流型子育て支援事業 ・ 支援ルーム（なかよし広場 自由利用・園庭解放）	・ 同年代のこどもとのかかわりや遊び場を提供する。専任スタッフが随時相談に応じる。	子育て支援課
○ファミリーサポート事業	会員制有償ボランティア制度 ・ 外出時の子どもの一時預かり ・ 一時預かりに伴う保育所等への送迎 ・ 産前産後、または入院時の生活サポートなど	社会福祉協議会
○施設預かり型子育て支援事業 ・ 一時保育 ・ 休日保育	・ 満 10 ヶ月～就学前の未就園の児童を家庭で一時的に保育ができない時、保護者に代わり保育する。 月～土曜日：7 時 30 分～18 時 30 分 日曜日・祝日：8 時 30 分～17 時	子育て支援課
○心の支援事業 ・ ストレスケアマネジメント ・ 心の相談会 ・ ペアレントトレーニング	・ 母がストレスの対処方法を身につけ、うつ病等を予防していく方法を学ぶ。 ・ カウンセラーによる個別相談（月 1 回） ・ 子育てに悩みや迷いを持つ保護者に対し、子どもの特徴を理解して関り方を学ぶ。	健康福祉課 子育て支援課

②子育て支援のネットワークづくり

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○母子保健連絡推進会	・ 関係機関および保護者代表委員により、母子保健事業のあり方について協議し適宜、改善、修正を図る。	子育て支援課
○児童・虐待予防事業 ・ 要保護児童地域対策協議会の開催	・ 要保護児童の適切な保護に関わる関係機関等の連携を推進し、要保護児童の早期発見及び適切な対応を図る。	子育て支援課
○障がいがある子どもと家族への支援 ・ コーディネーター連絡会 ・ 自立支援協議会療育部会	・ 発育発達に関する問題を関係機関と検討する。 ・ 大北圏域自立支援協議会で開催。	子育て支援課

③子どもの健全育成

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
------	--------------	----

○児童の居場所の拡充 ・放課後児童クラブ	・家族が働いている間、子どもが安全で充実した生活を送ることができるよう預かりを行う。 村内2カ所開設	子育て支援課
○放課後・休日活動の推進 ・放課後子ども総合プラン	・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保し、次代を担う人材を育成する観点から放課後児童クラブと放課後子供教室の連携をとりながら推進する。	子育て支援課
○地域の児童健全育成の推進 ・子ども会育成会 ・青少年育成村民会議・大会	・地区毎に子ども会が組織され、活動中。 ・毎年1回開催	生涯学習スポーツ課
○有害環境対策の推進 ・有害環境パトロール ・非行防止街頭啓発	・村内施設の巡視 年2回 ・村内大型店舗にて街頭啓発 年1回	生涯学習スポーツ課
○犯罪等被害から守る対策 ・学校携帯メール緊急連絡網	・携帯電話メール機能による連絡網により、学校及び教育委員会から情報発信し、猥褻被害・犯罪等から児童生徒を守る。	教育課

④事故防止への取り組み

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○事故防止のための啓発 ・パンフレットの配布、指導 ・ポスター掲示	・子どもに起こりやすい事故を未然に防ぐための普及啓発を行う。	子育て支援課
○応急処置方法の啓発	・年1回AEDの取扱い等消防署員による指導	健康福祉課

⑤医療体制の充実

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○平日夜間小児科、内科急病センター ○休・祝日緊急当番医事業	・大町市勤労者福祉施設にて月曜から土曜実施 19:00～21:00 ・休祝日・年末年始に内科・歯科・薬局が当番医制で実施。診療時間 午前9時～午後5時	健康福祉課
○乳幼児等福祉医療費給付	・福祉の増進を図るため療養の給付、または療養費を支給し、医療費負担の軽減を図る。高校卒業まで。	住民課

⑥魅力ある学校教育の推進

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○新たな教育システムの構		教育課

策 ・ＩＣＴ教育の充実 ・ＩＣＴ機器導入による授業改善	・小学校に１学級分のＩＣＴ機器を、中学校には一人１台のタブレット配置を終えた。この機器を活用しＩＣＴ支援員を核に、アクティブラーニングの推進を図る。 ・「協同的な学び」により、生徒が議論しながら自分で問題を解決する学習を通して、思考力・判断力・表現力等の「活用する力」を育成する。	
○確かな学力の向上 ・学力向上対策事業	・家庭学習の充実について、学力向上対策委員会で検討し、学校と家庭が連携を深めながら学力の向上を図る。 ・ＩＣＴ機器により、いつでも学びたい学習を提供し、個の進度、理解度に応じた学習を可能にする。また、ドリル教材を用いた反復学習により、学力の定着を図る。	教育課
○豊かな心と健やかな体の育成 ・文化・スポーツ部顧問から指導員への移行	・中学校に部活動指導員を配置し、地区と学校の連携により、教師顧問から地域の指導員への移行を図る。	教育課
○信頼される学校づくりの推進 ・学校運営委員会の設置	・現在各校に設置している、学校運営委員会と学校関係者評価委員会を一本化し、地域住民と学校が児童生徒の将来あるべき姿について協議する場を構築し、信州型コミュニティスクールへの移行を推進する。	教育課

⑦良好な居住環境の確保

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○若者の定住化促進 ・ハローワーク職業訓練		総務課

⑧保育サービスの充実

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○多様な保育サービスの提供 ・保育事業 ・未満児保育	・保育に欠ける事情がある子どもを預かる。定員 180 名 ・満 10 か月～3 歳未満の子どもを保育する。	子育て支援課

・ 障がい児保育 ・ 特別保育事業 ①延長保育 ②一時保育 ③休日保育 ④病児、病後児保育	・ 心身に障がいがあっても集団保育が可能な場合、共に保育を行う。 ・ 月～土曜日（朝）：7時30分～8時 （夕）：16時30分～18時30分 満10ヵ月からの未就園児を一時的に保育ができない時、保護者に代わり保育する。 ・ 現在実施していないが、ニーズに基づき実施を検討していく。	
○保育士の研修の充実 ・ 研修会への参加	・ 保育の質の向上を図るため職員の研修を行う。	子育て支援課
○保育サービス評価の充実 ・ 第三者評価	・ 第三者評価委員会を開催する。 ・ 関係者評価委員会を開催する。	子育て支援課
○保育所のあり方と施設の整備	・ 未満児保育の希望者増加に伴い保育所増改築を検討していく。	子育て支援課

（３）子どもが健やかに育つ環境づくり

①次世代の親の育成

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○中高生の乳幼児との交流 ・ 保育園体験実習の実施 ・ 支援ルーム体験実習	・ 中高生と乳幼児の交流の中で、次世代の親に子育ての意識を持てるように育成する。	子育て支援課

②安全・安心のまちづくりの推進

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○ ・ 防犯指導の推進事業並びにパトロールの実施 ・ 子どもを守る安心の家推進事業 ・ 犯罪から守るための道具配布事業 ・	・ 「子どもを守るパトカー巡視中」の防犯用ステッカーを各地区の指導員等にお願ひし車両に添付し犯罪の抑止効果を図る。 また、熊等が出没した際は関係課が協力し、パトロールを実施する。 ・ 登下校時の児童・生徒を守るため「子どもを守る安心の家」に、子どもの保護と警察への通報をお願ひする。 ・ 「防犯ブザー」を中学校新入学児に配布	総務課 教育課 総務課
○交通安全の確保 ・ 交通安全事故防止用品の配布	・ 小学校入学時に、予防用品として、ランドセルカバー・えんぴつを配布	総務課

・交通安全教室	・通学時間に合わせて、子ども達の街頭指導の実施	
・交通安全施設等整備	・村道等の交通安全施設の整備として、カーブミラー・注意標識等の設置・修繕。また、横断歩道や、信号機の新規要望の実施。	

③安心して外出できる環境の整備

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○安全な道路環境の整備 ・村道改修の際、歩道の段差解消等 ・除雪	・村・教育委員会・大町建設事務所・大町警察署・南北小学校の関係者で、白馬北小学校と白馬南小学校の通学路における緊急合同点検を実施。 ・登校時の安全確保のため朝7時までの除雪を完了する	建設課
○施設のバリアフリー化の促進	・新規建設事業での積極的なバリアフリー化の促進	庁内全課
○イベントや集会などでの託児の実施	・小さい子をもつ保護者が参加する講演会等での託児	庁内全課
○遊び場の確保 ・支援ルーム（再掲）	・園庭解放、自由利用	子育て支援課

（４）仕事と子育ての両立支援

安心して働きながら子育てができるよう、両立を支援する基盤

①男女共同参画の意識啓発

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○男女共同参画協議会の開催および啓蒙活動	・白馬村男女共同参画社会づくり計画に基づき実施 協議会 年1回開催	総務課

②仕事と子育ての両立支援

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○施設預かり型子育て支援事業（再掲） ・一時保育 ・休日保育	・満10ヵ月からの未就園児を家庭で一時的に保育ができない時、保護者に代わり保育する。	子育て支援課
○多様な保育サービスの提供（再掲） ・保育事業	・保育に欠ける事情がある子どもを預かる。	子育て支援課

・ 未満児保育 ・ 障がい児保育 ・ 特別保育事業（再掲） ①延長保育 ②一時保育 ③休日保育 ④病児、病後児保育	定員 180 名 ・ 満 10 か月～3 歳未満児の子どもを預かる。 ・ 心身に障がいがあっても集団保育が可能な場合、共に保育を行う。 ・ 満 10 ヶ月からの未就園児を一時的に保育ができない時、保護者に代わり保育する。 ・ 現在実施していないが、ニーズに基づき実施を検討していく。	
○児童の居場所の拡充（再掲） ・ 放課後児童クラブ	・ 家族が働いている間、子どもが安全で充実した生活を送ることができるよう預かりを行う。 村内 2 カ所開設	子育て支援課

③家庭や地域の教育力の向上

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○いじめ・不登校・家庭教育への支援 ・ いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・ 教育相談	・ 教育相談員を配置し、児童生徒と保護者への教育相談を充実させる。 これまで学校で対応した事案対応を相談員が行い、学校と連携し、実態把握と学校への指導を円滑に行う。 ・ 村いじめ防止基本方針の周知と推進 ・ カウンセラー、作業療法士等による相談事業や児童生徒・保護者へのカウンセリング、療育相談、ソーシャルスキルトレーニング等を行い、教職員へのアドバイスを実施する。	教育課
○地域の教育力の向上 ・ 信州型コミュニティスクール、キャリア教育の推進	・ 3 校に設置した信州型コミュニティスクールと学校ボランティアの参加人数を増加し、地域人材を活用することで、地域に開かれた学校づくりとキャリア教育を推進する。	教育課

（５）子ども、家庭の状況に応じた支援の充実

①育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○安心を伝える相談支援 ・訪問事業(新生児訪問・乳児全戸訪問・養育支援訪問) ・育児相談(再掲) (支援ルーム・2か月児) ・「こどもノート」の活用 ・小児科オンライン、産婦人科オンライン(遠隔健康相談事業)	・育児方法・発育・発達等、子育てに関する不安を軽減するとともに、保護者がこどもの育ちについて正しく知り、自信を持って子育てを楽しめるよう、継続した保健指導・育児相談を実施する。その際、こどもの成長発達を学ぶ共通の教科書として、「こどもノート」を活用する。 ・電話、ビデオ通話、ライン通信などにより、予約制で医師に子どもや妊婦の疾患などについて相談を行う事業を委託実施し、育児不安解消を図る。	子育て支援課
○子育て世代の交流の促進 ・赤ちゃんマッサージ ・ボランティア団体との交流 ・各種育児講座	・多様な手法で、同年代の子どもや親、地域の方との交流を行い、楽しい体験を通し、豊かな母子関係、愛着関係の形成を促す。 ・読み聞かせ など ・人形劇鑑賞会 など	子育て支援課
○安心して集える居場所の提供 ・支援ルーム(なかよし広場自由利用・園庭解放)	・こどもが自由に安心して遊べる場、同年代のこどもと交流する場を提供し、母子の孤立を防ぐ	子育て支援課
○児童・虐待予防事業 ・要保護児童地域対策協議会の開催(再掲)	・関係機関による年1回の協議会を実施し、要保護児童へのケース検討、学習会等を実施。 ・必要時、関係者間のケース検討会を行う。	子育て支援課

②障がい児施策の充実

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○早期発見・早期対応事業 ・臨床心理士・作業療法士の個別相談 ・個別療育	・臨床発達心理士・作業療法士による、詳細な子どもの発達特性の確認と、個々に適した家庭での育児相談・指導を行う。 ・個別支援計画に基づいた個別療育の実施。	子育て支援課
○保育の充実事業 ・保育園、幼稚園巡回相談	・子育て相談支援センターを開設し、保護者への相談・関係機関との調整機能を担うとともに、発達支援のための SST・サーキット事業などを担任保育士と共同して実施する。	子育て支援課

	スクラムネット・相談支援センター・教育相談人等の巡回相談を実施	
○家族の交流への支援事業 ・ 親の会	・ 保護者を対象に月 1 回親の会を開催し、障がいの学習、児童への対応相談、情報交換等を行う。	子育て支援課
○障がい児者支援事業 ・ 母子通園事業 ・ 母子発達支援事業 ・ タイムケア事業 ・ 日中一時支援事業 ○障害児通所支援事業 ・ 放課後デイサービス	・ 就園前の幼児と保護者に対して、育児や遊び、生活習慣などを、保育士等が支援、指導する。 ・ 家庭で一時的に介護できない場合等に、登録介護者宅での介護サービスが受けられる。 ・ 一時的に預かり、日中活動の場を提供し、見守りおよび社会適応のための日常的な訓練等を行い、家族の負担軽減を図る。 ・ 学校下校後や学校休業日、長期休暇に利用し、通所訓練を実施する。 ・ 支援の必要な未就学児を対象にした通所訓練を実施する。	健康福祉課

③ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名等	事業内容とこれからの展開	主体
○児童扶養手当 ・ 児童扶養手当の支給	・ ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。	子育て支援課
○福祉医療費給付 ・ 母子、父子家庭医療費給付	・ 母子家庭・父子家庭への医療費補助を行う。	住民課
○低所得家庭への経済支援事業 ・ 小中学校就学援助制度	・ 義務教育が円滑に受けられるよう、学校教育費用の困窮家庭に、学用品費、給食費、学校行事等の援助を行う。	教育課

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携

(1) 住民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業を行う事業者や関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する住民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 住民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、住民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により住民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加・参画を推進します。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するため、白馬村子ども・子育て会議において、事業計画に基づく事業の実施状況等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。